

15

供覧書 (2号)

機

15-69

分類番号	大	中	小	供覧年月日	16.9.7		
保存	30・10・5・3・1・1未			決裁年月日	16.9.10		
担当理事	部長	次長	課長	係長		係長	係
深澤 (04.9.10)	田淵	/	徳	所管	調査役	文書担当	起案
				徳	森		
供覧	振興調査課			所管部課			
	清水 徳 松生 徳 織茂			振興事業課			
件名	機械産業等をめぐる総合的な調査研究補助事業 完了報告書			文書番号 710-317			
発信文書番号	16産研第159号 (H16.8.30付)			発信者名	理事長 辻村 江太郎		
上記について、補助先 (財)産業研究所 から別添のとおり「報告書」が							
まいりましたので、供覧します。							
65							
*完了期限延長 平成16年6月30日							



15-69

補助事業の完了報告書

16産研第159号
平成16年8月30日

日本自転車振興会
会長 小川 邦夫 殿

住所 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
氏名 財団法人 産業研究所
理事長 辻村 江太郎

補助事業名「平成15年度機械産業等をめぐる総合的な調査研究補助事業」
上記補助事業は、平成16年6月30日完了したので、「自転車等機械工業振興事業に
関する補助事業の選定の基準および補助の方法に関する規程」第21条の規定に基づき、
下記書類を添えて報告します。

記

1. 事業の実施内容及び成果に関する報告書（別紙1）
2. 事業の収支決算に関する報告書（別紙2）
3. 取得物件に関する報告書（該当事項ありません。）



(別紙1)

事業の実施内容および成果に関する報告書

1. 事業名

平成15年度機械産業等をめぐる総合的な調査研究補助事業

2. 事業の実施経過

(1) 事務手続き関係

- 平成15年4月10日 平成15年度自転車等機械工業振興事業に関する補助
交付内定通知受理(4/1付)
- 5月6日 補助事業の補助金交付申請書提出
- 5月20日 補助事業の補助金交付決定通知書受理(5/19付)
- 5月26日 補助事業実施に関する誓約書提出
- 5月26日 補助金の銀行振込依頼書提出
- 5月27日 補助金の分割払い申請書提出(第1回)
- 6月5日 補助金の分割払い(第1回)受領(47,500,934円)
- 6月9日 当該事業実施に関する機関の決議書等提出
- 8月28日 補助金の分割払い申請書提出(第2回)
- 9月11日 補助金の分割払い(第2回)受領(21,387,060円)
- 10月27日 平成15年度上半期における事業の状況に関する報告書
提出
- 12月1日 補助金の分割払い申請書提出(第3回)
- 12月11日 補助金の分割払い(第3回)受領(24,121,888円)
- 平成16年2月23日 補助事業の変更に関する承認申請書提出
- 2月26日 補助事業の変更に関する承認書受理(2/24付)
- 3月4日 補助金の分割払い申請書提出(第4回)
- 3月11日 補助金の分割払い(第4回)受領(136,488,505円)
- 3月22日 補助事業の変更に関する承認申請書提出
- 3月30日 補助事業の変更に関する承認書受理(3/24付)
- 4月13日 補助金の分割払い申請書提出(第5回)
- 4月13日 平成15年度下半期における事業の状況に関する報告書
提出
- 4月22日 補助金の分割払い(第5回)受領(171,909,197円)
- 5月28日 補助金の分割払い申請書提出(第6回)
- 6月10日 補助金の分割払い(第6回)受領(117,468,493円)
- 7月20日 補助金の分割払い申請書提出(最終回)
- 7月29日 補助金の分割払い(最終回)受領(8,069,480円)

(2) 事業関係

① 経済社会に関する基盤的な調査研究

平成 15 年 7 月 22 日 この間、経済社会に関する基盤的な調査研究テーマ
～ 4 件のうち、3 件について委託契約を締結し、1 件
～ を直接事業として実施した。
～ 委託契約の契約状況、契約年月日、契約金額の支払
平成 16 年 4 月 30 日 状況等は、第 1 表のとおりである。

直接事業として実施した 1 件は、下記のとおりである。

「我が国の経済社会システムの将来展望に関する調査研究」

15.10.24 調査研究実施計画書を作成

15.10.31 委員会委員 8 名を委嘱した。

15.11.26

～ 下記のとおり委員会を開催した。

16. 2.18

記

	回	年 月 日	出席者数	備 考
委 員 会	1	15.11.26	17	
	2	15.12.11	25	
	3	16. 1.14	25	
	4	16. 2. 2	19	
	5	16. 2.18	25	

平成 16 年 4 月 30 日 事業は完了し、報告書は、経済産業省、関係諸団体及び学識経験者等に配布した。

② 機械産業等の産業活動に関する調査研究

(1) 機械産業の産業活動に関する調査研究

平成 15 年 6 月 23 日 この間、機械産業の産業活動に関する調査研究テーマ
～ 13 件を選定し、委託契約を締結し実施した。
～ 委託契約の契約状況、契約年月日、契約金額の支払状
平成 15 年 12 月 11 日 況等は、第 2 表のとおりである。
平成 16 年 3 月 31 日 事業は完了し、報告書は、経済産業省、関係諸団体

及び学識経験者等に配布した。

(2) その他機械産業に関連する諸産業の産業活動に関する調査研究

平成 15 年 7 月 28 日 この間、その他機械産業に関連する諸産業の産業活
～ 動に関するテーマ 5 件を選定し、委託契約を締結し
～ 実施した。
～ 委託契約の契約状況、契約年月日、契約金額の支払
平成 15 年 12 月 25 日 状況等は、第 3 表のとおりである。
平成 16 年 4 月 30 日 事業は完了し、報告書は、経済産業省、関係諸団体
及び学識経験者等に配布した。

③ 産業政策の新展開に関する調査研究

(1) 産業構造の改革等に関する調査研究

平成 15 年 6 月 27 日 この間、産業構造及びその改革等に関するテーマ 1 1
～ 件を選定し、委託契約を締結し実施した。
～ 委託契約の契約状況、契約年月日、契約金額の支払
平成 15 年 12 月 1 日 状況等は、第 4 表のとおりである。
平成 16 年 4 月 30 日 事業は完了し、報告書は、経済産業省、関係諸団体
及び学識経験者等に配布した。

(2) エネルギー、環境及び技術開発等に関する調査研究

平成 15 年 8 月 4 日 この間、エネルギー、環境及び技術開発等に関する
～ テーマ 5 件を選定し、委託契約を締結し実施した。
～ 委託契約の契約状況、契約年月日、契約金額の支払
平成 15 年 12 月 24 日 状況等は、第 5 表のとおりである。
平成 16 年 5 月 25 日 事業は完了し、報告書は、経済産業省、関係諸団体
及び学識経験者等に配布した。

(3) 地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究

平成 15 年 7 月 3 日 この間、地域産業及び中小企業の活性化に関する調査
～ 研究テーマ 1 5 件を選定し、委託契約を締結し実施し
～ た。
～ 委託契約の契約状況、契約年月日、契約金額の支払状
平成 15 年 12 月 17 日 況等は、第 6 表のとおりである。
平成 16 年 5 月 28 日 事業は完了し、報告書は、経済産業省、関係諸団体及
び学識経験者等に配布した。

④ 対外政策の新展開に関する調査研究

(1) 世界経済の動向等に関する調査研究

平成 15 年 8 月 26 日 この間、世界経済の動向等に関するテーマ 4 件を決定し、3 件について委託契約を締結し、1 件を直接事業として実施した。

平成 16 年 1 月 30 日 委託契約の契約状況、契約年月日、契約金額の支払状況等は、第 7 表のとおりである。

直接事業として実施した 1 件は下記のとおりである。

「我が国の産業革新の課題とリスク要因に関する調査研究」

15. 8. 26 調査研究実施計画書を作成

15. 9. 8 委員会委員 8 名を委嘱した。

15. 10. 6

～ 下記のとおり委員会を開催した。

16. 2. 10

記

	回	年 月 日	出席者数	備 考
委 員 会	1	15.10.6	24	
	2	15.10.14	25	
	3	15.10.17	27	
	4	15.10.20	21	
	5	15.11.26	38	
	6	15.12.2	24	
	7	15.12.10	20	
	8	15.12.12	26	
	9	15.12.15	36	
	10	16.1.14	30	
	11	16.2.3	30	
	12	16.2.10	30	

平成 16 年 5 月 31 日 事業は完了し、報告書は、経済産業省、関係諸団体及び学識経験者等に配布した。

(2) 貿易・投資等に関する調査研究

平成 15 年 6 月 24 日 この間、貿易・投資等に関する調査研究テーマ 5 件
～ を選定し、委託契約を締結し実施した。
～ 委託契約の契約状況、契約年月日、契約金額の支払
平成 16 年 1 月 30 日 状況等は、第 8 表のとおりである。
平成 16 年 5 月 31 日 事業は完了し、報告書は、経済産業省、関係諸団体
及び学識経験者等に配布した。

⑤ 研究交流等事業

(1) 産学官研究交流事業

平成 15 年 4 月 28 日 産学官研究交流事業実施要領の基づき、下記 8 テー
マの研究会を設置し、今後の調査研究の企画立案の
平成 16 年 4 月 28 日 質的向上を目指し研究討議を行った。

記

- 1) 経済動向研究会 (内外経済の動向とわが国の政策のあり方)
- 2) アジア問題研究会 (中国等アジア経済の課題と今後の展望)
- 3) 企業経営研究会 (企業経営の革新)
- 4) 産業技術研究会 (科学と産業技術)
- 5) 製造産業研究会 (製造産業の国際競争力)
- 6) 地域産業研究会 (21 世紀の地域産業)
- 7) 環境問題研究会 (環境問題と産業活動)
- 8) 中小企業研究会 (中小企業の事業創造)

平成 16 年 4 月 30 日 事業は完了し、討議の結果はレポートとして取りま
とめた。

(2) 情報提供事業

平成 16 年 6 月 14 日 平成 15 年度の調査研究テーマごとに、その目的及び
内容に沿って概要を取りまとめ、平成 15 年度「産業
研究所事業概況」(第 27 号)を作成した。

契約状況、契約年月日、契約金額の支払状況等は、第
9 表のとおりである。

平成 16 年 6 月 30 日 事業は完了し、資料は、経済産業省、関係諸団体及び
学識経験者等に配布した。

第1表 ① 経済社会に関する基礎的な調査研究

調査研究テーマ	委託先	契約金額又は 計画金額	契約又は 計画年月日	契約金額または計画金額の支払状況		事業完了 年月日	日自振届出 年月日	
				前 渡 金	中 間 金			
1 日本人のライフスタイル及び生活観等に関する調査研究	(株)第一生命経済研究所	10,000,000	15.7.22	0	0	9,988,120	16.2.27	15.10.27
2 我が国の経済社会システムの変遷に関する調査研究	(株)U.F.J総合研究所	13,980,000	15.8.1	0	0	13,980,000	16.4.30	15.10.27
3 我が国の人材育成、雇用システム及び政府の政策の在り方に関する調査研究	(株)U.F.J総合研究所	4,998,000	15.9.26	0	0	4,998,000	16.4.30	15.10.27

4 我が国の経済社会システムの将来展望に関する調査研究	直接事業	予算 9,955,000	15.10.24	0	0	1,980,252	16.4.30	16.4.13
-----------------------------	------	--------------	----------	---	---	-----------	---------	---------

第2表 ② 機械産業等の産業活動に関する調査研究

(1) 機械産業の産業活動に関する調査研究

調査研究テーマ	委託先	契約金額又は 計画金額	契約又は 計画年月日	契約金額または計画金額の支払状況		事業完了 年月日	日自振届出 年月日	
				前 渡 金	中 間 金			
1 組込みシステム関連技術の動向等に関する調査研究	(財)ソフトウェア工学研究財団	5,985,000	15.6.23	0	0	5,766,359	15.12.26	15.10.27
2 アセアン諸国における中古車貿易の実態に関する調査研究	(株)野村総合研究所	7,993,000	15.7.15	0	0	7,993,000	16.3.26	15.10.27
3 知的創造力を高める次世代ワークプレイスのあり方に関する調査研究	(社)ビジネス機械・情報システム産業協会	4,999,000	15.7.15	0	0	4,321,699	16.2.27	15.10.27
4 中国自動車産業の事業環境に関する調査研究	(株)現代文化研究所	8,998,000	15.7.22	1,790,000	0	6,913,399	16.2.27	15.10.27
5 MEMS関連市場の現状と日本の競争力分析に関する調査研究	(財)マイクロマシンセンター	10,000,000	15.7.23	0	0	8,820,591	16.2.27	15.10.27
6 中国機械工業の動向と技術力に関する調査研究	(財)政策科学研究所	4,000,000	15.7.25	0	0	4,000,000	16.3.31	15.10.27
7 自動車販売業の課題と対応の方向に関する調査研究	(社)日本自動車販売協会連合会	7,000,000	15.7.25	0	0	5,283,948	16.3.31	15.10.27
8 水圧機器技術の現状及び市場予測等に関する調査研究	(社)日本フルードパワー工業会	6,995,000	15.9.16	0	0	6,583,807	16.3.31	15.10.27
9 フラット・エレクトロニクス産業強化戦略に関する調査研究	(財)日本システム開発研究所	7,936,000	15.9.30	0	0	7,722,456	16.3.26	15.10.27
10 我が国企業の認証手続の実態等に関する調査研究	(株)富士通総研	9,845,000	15.10.10	0	0	9,408,979	16.3.30	16.4.13
11 重工業プラント産業の経営実態と将来展望に関する調査研究	(株)日本総合研究所	9,999,000	15.10.10	0	0	9,999,000	16.3.31	16.4.13
12 宇宙産業の現状と戦略的展望に関する調査研究	(社)日本航空宇宙工業会	9,952,000	15.11.19	0	0	9,952,000	16.3.19	16.4.13
13 防衛産業の生産技術基盤の維持向上に関する調査研究	(社)日本防衛装備工業会	9,999,000	15.12.11	0	0	9,859,266	16.3.26	16.4.13

第3表 ② (2) その他機械産業に関連する諸産業の産業活動に関する調査研究

調査研究テーマ	委託先	契約金額又は 計画金額	契約又は 計画年月日	契約金額または計画金額の支払状況		事業完了 年月日	日自振届出 年月日	
				前 渡 金	中 間 金			
1 光触媒技術及び光触媒産業の現状と将来展望に関する調査研究	(社)日本フロンテラミックス協会	7,000,000	15.7.28	0	0	6,503,703	16.2.27	15.10.27
2 バイオ産業における知的財産権の課題に関する調査研究	三井情報開発(株)	7,980,000	15.10.3	0	0	7,404,301	16.4.25	16.4.13
3 化学兵器禁止法規制対象物質の危機管理等に関する調査研究	(株)住化技術情報センター	4,883,000	15.11.25	0	0	4,739,987	16.3.19	16.4.13
4 特殊鋼市場の現状と我が国メーカーの競争力に関する調査研究	(社)特殊鋼倶楽部	5,000,000	15.11.26	0	0	5,000,000	16.4.30	16.4.13
5 中堅企業の金融環境に関する調査研究	(株)U.F.J総合研究所	8,993,000	15.12.25	0	0	8,830,987	16.4.30	16.4.13

第4表 ③ 産業政策の発展期に関する調査研究

(1) 産業構造の改革等に関する調査研究

調査研究テーマ	委託先	契約金額又は計画金額	契約又は計画年月日	契約金額または計画金額の支払状況			事業完了年月日	日自振届出年月日
				前	中	間		
1 企業の社会的責任(CSR)活動に関する調査研究	(株)日本総合研究所	9,991,000	15.6.27	0	0	9,983,804	15.12.26	15.10.27
2 法人所得課税の税率引下げの経済効果に関する調査研究	(株)UFJ総合研究所	9,998,000	15.7.7	0	0	9,998,000	16.4.30	15.10.27
3 E.U.における消費課税納税制度の簡素化、電子化に関する調査研究	(財)企業活力研究所	9,945,000	15.7.10	0	0	9,579,410	16.2.27	15.10.27
4 女性のビジネス創出の条件整備等に関する調査研究	(株)第一総合研究所	7,999,000	15.7.23	0	0	7,942,167	16.2.27	15.10.27
5 福祉事業における政府と企業の役割に関する調査研究	経済政策科学研究会 代表 (財)国際貿易投資研究所	4,897,000	15.8.1	0	0	4,881,634	15.12.25	15.10.27
6 非製造専門分野における外資系企業誘致策に関する調査研究	(財)国際貿易投資研究所	7,000,000	15.8.11	0	0	6,919,059	16.3.31	15.10.27
7 グラント確立のためのデザイン活用評価指標に関する調査研究	(株)イー・ピー	8,496,000	15.8.20	0	0	8,261,309	16.3.31	15.10.27
8 宇宙の産業化政策と官民の役割分担に関する調査研究	(株)三菱総合研究所	9,961,000	15.9.26	0	0	9,752,372	16.3.25	15.10.27
9 知的財産戦略指標に関する調査研究	(株)アイ・ピー・ピー	7,994,000	15.10.8	0	0	7,994,000	16.4.30	16.4.13
10 産業界から見た大学の人材育成評価に関する調査研究	(財)日本総合研究所	10,000,000	15.10.16	0	0	9,832,121	16.3.31	16.4.13
11 有限責任会社制度導入に伴う課題等に関する調査研究	KPMGピー・シー・ウエイツ税理士法人	9,999,000	15.12.1	0	0	9,929,225	16.3.31	16.4.13

第5表 ③ (2) エネルギー、環境及び技術開発等に関する調査研究

調査研究テーマ	委託先	契約金額又は計画金額	契約又は計画年月日	契約金額または計画金額の支払状況			事業完了年月日	日自振届出年月日
				前	中	間		
1 我が国の人的産業技術資産の教育等における活用に関する調査研究	(社)産業協会	5,000,000	15.8.4	1,000,000	0	4,000,000	16.2.27	15.10.27
2 2ネジメントシステム規格の認証取得効果等に関する調査研究	(株)野村総合研究所	4,996,000	15.9.26	0	0	4,996,000	16.2.27	15.10.27
3 産業廃棄物の電気処理等に関する調査研究	中央電気工業(株)	7,000,000	15.10.1	0	0	6,905,289	16.5.25	16.4.13
4 水生生物保全に係る水質目標値評価に関する調査研究	(株)海洋バイオテクノロジー研究所	8,196,000	15.10.16	0	0	7,436,356	16.3.31	16.4.13
5 環境クランターの形成過程における政府の役割に関する調査研究	プロアクトインターナショナル(株)	3,981,000	15.12.24	0	0	3,975,400	16.5.15	16.4.13

第6表 ③ (3) 地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究

調査研究テーマ	委託先	契約金額又は計画金額	契約又は計画年月日	契約金額または計画金額の支払状況			事業完了年月日	日自振届出年月日
				前	中	間		
1 異業種交流活動の課題と政策措置に関する調査研究	(財)中小企業異業種交流財団	6,500,000	15.7.3	0	0	6,364,510	16.3.31	15.10.27
2 東北地域におけるアンブレラベンチャー教育推進に関する調査研究	(株)UFJ総合研究所	5,000,000	15.7.15	0	0	5,000,000	16.2.27	15.10.27
3 北海道における金型産業の振興方策に関する調査研究	(株)北海道二十一世紀総合研究所	4,998,000	15.8.11	0	0	4,961,385	16.3.31	15.10.27
4 北陸地域の新産業領域における機械産業の展開に関する調査研究	(財)北陸経済研究所	5,000,000	15.8.11	0	0	4,814,209	16.3.31	15.10.27
5 中国地域におけるものづくり支援ビジネスの実態等に関する調査研究	(株)UFJ総合研究所	5,000,000	15.8.11	0	0	5,000,000	16.3.31	15.10.27
6 四国地域における技能及びものづくりノウハウの継承に関する調査研究	(株)くろしお地域研究所	5,000,000	15.8.20	1,000,000	0	3,472,602	16.3.31	15.10.27
7 九州地域と中国、韓国の半導体関連産業分野における連携に関する調査研究	(有)アジアビジネスコンサルタント	5,000,000	15.8.20	0	0	5,000,000	16.4.30	15.10.27

調 査 研 究 テ ー マ	委 託 先	契約金額又は 計画金額	契約又は 計画年月日	契約金額または計画金額の支払状況			事業完了 年月日	日自振届出 年月日
				前 渡 金	中 間 金	精 算		
8 北海道産業のブランド化による自立的発展策に関する調査研究	(株)北海道二十一世紀総合研究所	4,999,000	15.9.26	0	0	4,982,493	16.3.31	15.10.27
9 東海地域の機械産業集積を活かしたクラスター形成に関する調査研究	(株)U.F.J総合研究所	5,000,000	15.10.1	0	0	4,997,861	16.3.31	16.4.13
10 東北地域における6次産業の振興に関する調査研究	(財)北海道東北地域経済総合研究所	4,995,000	15.10.1	0	0	4,851,894	16.3.31	16.4.13
11 ビジネス支援サービス業を活用した九州製造業の国際競争力強化に関する調査研究(財)九州経済調査協会	(株)社会経済基礎研究所	5,000,000	15.10.1	0	0	5,000,000	16.3.31	16.4.13
12 関西地域におけるニュービジネスの実態と成功要因に関する調査研究	(財)千里国際情報事業財団	7,999,000	15.10.1	1,590,000	0	6,123,440	16.3.31	16.4.13
13 バイオテクノロジーコンビューティビジネス環境の整備に関する調査研究	(株)三菱総合研究所	5,000,000	15.10.3	0	0	4,894,105	16.3.31	16.4.13
14 ナノテクノロジー分野における産学官連携方策に関する調査研究	(株)三菱総合研究所	4,988,000	15.10.10	0	0	4,963,296	16.3.31	16.4.13
15 21世紀における産業集積形成の課題に関する調査研究	(財)日本立地センター	8,464,000	15.12.17	0	0	7,802,459	16.5.28	16.4.13

第7表 ④ 対外政策の新展開に関する調査研究

(1) 世界経済の動向等に関する調査研究

調 査 研 究 テ ー マ	委 託 先	契約金額又は 計画金額	契約又は 計画年月日	契約金額または計画金額の支払状況			事業完了 年月日	日自振届出 年月日
				前 渡 金	中 間 金	精 算		
2 サービス貿易の拡大と我が国経済構造への影響に関する調査研究	(株)三菱総合研究所	10,000,000	15.10.31	0	0	9,904,425	16.3.31	16.4.13
3 東アジアにおける地域経済統合の経済効果等に関する調査研究	(株)U.F.J総合研究所	6,983,000	16.1.8	0	0	6,983,000	16.5.31	16.4.13
4 国際情勢の変化に伴う東アジアの通貨調整に関する調査研究	(株)東京リサーチインターナショナル	9,942,000	16.1.30	0	3,554,880	6,292,581	16.5.31	16.4.13
1 我が国の産業革新の課題とリスク要因に関する調査研究	直接事業	7,730,000	15.8.26	0	0	3,416,053	16.4.30	15.10.27

第8表 ④ (2) 貿易・投資等に関する調査研究

調 査 研 究 テ ー マ	委 託 先	契約金額又は 計画金額	契約又は 計画年月日	契約金額または計画金額の支払状況			事業完了 年月日	日自振届出 年月日
				前 渡 金	中 間 金	精 算		
1 直接投資と技術・知的財産権移転問題に関する調査研究	(株)U.F.J総合研究所	4,999,000	15.6.24	0	0	4,999,000	16.2.27	15.10.27
2 WTO等における紛争処理ルール活用の効果に関する調査研究	(株)U.F.J総合研究所	10,000,000	15.6.25	0	0	10,000,000	16.2.27	15.10.27
3 最近のロシア情勢と我が国の対ロシア外交のあり方に関する調査研究	(財)世界平和研究所	9,994,000	15.8.11	1,990,000	0	7,451,522	16.2.27	15.10.27
4 電産産業の海外市場及び海外メーカーの動向等に関する調査研究	(株)U.F.J総合研究所	10,000,000	15.10.1	0	0	10,000,000	16.3.15	16.4.13
5 欧米諸国の中国戦略と中国国内改革の展望等に関する調査研究	(株)富士通総研	9,943,000	16.1.30	0	0	9,943,000	16.5.31	16.4.13

第9表 ⑤ 研究交流等事業

(2) 情報提供事業

事 業	契 約 先	契約金額	契約年月日	契約金額または計画金額の支払状況			事業完了 年月日	日自振届出 年月日
				前 渡 金	中 間 金	精 算		
1 産業研究所事業概況(第27号)	(株)桂文堂印刷	40,950	16.6.14	0	0	40,950	16.6.30	16.8.30

3. 実施内容及び成果

① 経済社会に関する基盤的な調査研究

21世紀における経済社会の変化の方向を展望しつつ、経済、産業のあるべき姿や望ましい経済フレームワーク、これらを実現するために必要な政策の方向等について、4テーマについて調査研究を実施した。主なテーマの内容等は次のとおりである。

(1) 日本人のライフスタイル及び生活観等に関する調査研究

本調査研究では、家計の行動や意識を中心として、日本人の生活観やライフスタイルなどを明らかにし、生活満足度や幸福感を構成する要素や要因を分析することによって経済産業政策の立案・遂行に寄与することを目的としている。

調査研究は、アンケート調査によって日本人のライフスタイル及び生活観等を多方面に分析した結果、日本人のライフスタイル及び生活観は経済・社会構造の変化を反映して変化、多様化しており、それによって人々が志向するライフスタイルと現実のライフスタイルに齟齬が生じ生活満足度を低下させていることが明らかになった。

また、人々の「働き方」をキーとした分析からは、(1)共働きは経済的ゆとりを増加させる(2)労働時間は時間的ゆとりや精神的ゆとりと密接な関係にある(3)性別役割分業意識が夫婦の働き方や家事分担に影響している(4)共働き世帯においても妻の家事負担は大きい(5)家事分担には妻の忙しさと意識の問題が(6)育児分担については夫の労働時間が影響している(7)労働時間は余暇の過ごし方に影響がある(8)労働時間や通勤距離は地域ネットワークの形成に影響を及ぼしている等が確認された。

以上の調査結果を踏まえて、今後、人々が多様なライフスタイルを選択可能にすることが重要であり、長時間労働の解消、夫婦共働きの環境整備、地域ネットワークの充実したライフスタイル、すなわち「仕事と生活のバランス(ワークライフバランス)」のとれたライフスタイルを選択可能にする政策が必要であることを提言している。

(2) 我が国の人材育成、雇用システム及び政府の政策の在り方に関する調査研究

本調査研究は、我が国を取り巻く長期的な経済・社会の構造変化の下で、人材育成をはじめとした雇用システムの安定性、効率性への危惧が高まっていることから、今後の産業活性化の見地からこれらの人材育成を中心とした雇用システムのあり方を検討し、併せて政策の方向を明らかにすることを目的としている。

我が国企業の人事・雇用戦略の方向性としては、仕事・役割を基本にした

流れの急速な進展、社員のキャリア形成における従業員個人の自己選択とそれに伴う責任のウェートの高まりという大きな2つの流れが見られた。

企業の人材育成の方向性をみると、我が国企業において人材の重要性が強く認識されていることが分かった。これは製造業も非製造業も同じであり、経営が比較的順調な企業も経営危機を経験した企業も同じであった。経営環境が大きく変化する中で、人事・雇用戦略の基本として人材育成の重要性が改めて認識されていることが窺われる。

今後の我が国企業の人材育成として、企業が活用する人材それぞれの仕事や役割に応じて、その価値を最大限発揮できるようなきめ細かい人材育成、すなわち、人的資本の価値を最大限活かせるような人材投資のポートフォリオの検討がこれまで以上に重要となっていくと考えられる。

能力開発の主役が個人に移りつつある中で、人材育成に対する企業の投資はこれまで以上に高まっていく。より高い成果を上げるためには、多くの従業員に対して、定型的な繰り返しの仕事に留まらず、顧客との交渉やマネジメント、新規事業の立ち上げの職務など、従業員一人ひとりの成果が企業業績と直結する部分がこれまで以上に大きくなる。そのため、企業にとっても、従業員の成果が上がりやすいような環境を整備していく必要がある。

人材育成こそが企業の価値を高める源泉となる傾向が強まる中、企業の価値は我が国経済の生産性の向上にも寄与することを考えれば、政府としても人材育成に積極的に支援していく必要がある。

② 機械産業等の産業活動に関する調査研究

機械産業をはじめとする諸産業の産業活動の実態と当面する課題を把握し、中長期的な発展の方向を明らかにする。また、技術革新、情報化、事業の国際化等に伴う企業の経営改革や、世界市場動向の把握、流通の合理化など今後の我が国産業の発展のために必要な諸要素について、18テーマの調査研究を実施した。主なテーマの内容等は次のとおりである。

(1) アセアン諸国における中古車貿易の実態に関する調査研究

本調査研究は、中古車貿易の把握とその体制作りのため、日本とアセアン諸国(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン)との中古車貿易の実態、同地域での中古車市場の与える社会・経済的影響を把握することを目的としている。

調査研究の結果、中古車貿易については、各国の輸入情報と日本からの輸出実績とが相応していないことが判明した。

また、中古車市場の与える社会・経済的影響については、各国とも中古車

情報を一元的に扱う機関が存在せず、市場規模や中古車特性を正確に把握することはできなかった。対象4カ国とも、建前上は政府が定めた条件を満たさない限り中古車の輸入は禁止されているため、輸入中古車の輸入中古車の社会・経済的影響は極めて少ないことが判明した。ただし、フィリピンだけは事情が特殊で、国内の政策と実勢に矛盾があった。

これらの結果から、日本からの輸入中古車が国内市場の圧迫や大気汚染に大きく関わっているとは言い難いことが判明した。

以上の調査研究結果をふまえて、今後中古車輸出について当該国と協議を行っていく際に、輸入国の自己責任を明確にすると同時に、相手国の輸入統計と日本の輸出統計の整合性を計れるような新たな仕組みを提言していく必要がある。

(2) 知的創造力を高める次世代ワークプレイスのあり方に関する調査研究

本調査研究は、オフィスにおける業務の効率化、スピード化に対応し、グローバルな時代における日本の競争力強化を支援するために求められるワークスタイルを支援するための機能と役割に焦点を当て、経営者・勤労者の意識、次世代のワークプレイスに対するニーズ等を調査研究することにより、今後のオフィスにおける創造的・独創的な業務を支援するワークプレイスの構築を支援することを目的としている。

調査研究の結果、経営者・勤労者とも次世代のワークプレイスに対するニーズ・期待を持っていることが明らかになった。一方で次世代ワークプレイスを実現していくためには、働き方にかかわるさまざまな仕組みや制度の整備が必要であり、また経営者と勤労者の間にニーズや意識の差が見られることも判明した。また、欧州における現地調査では、欧州各国が考えている次世代オフィスのあり方は、我が国で検討している内容と大きな違いはないことが判明したが、我が国と異なり各国政府やEUの支援もあり、パイロットプログラムを立ち上げ、具体的な「もの」やシステムを施策し、それに基づいた更なる研究が進められている点が特記される。

(3) MEMS関連市場の現状と日本の競争力分析に関する調査研究

本調査研究は、MEMS(微小電気機械システム)関連市場の規模、国内産業界の現状、米国産業界の実態調査に基づきMEMS関連市場の現状を把握するとともに、日本のMEMS産業の競争力について調査研究し、今後のMEMS産業の発展に資することを目的としている。

調査研究の結果、MEMS関連市場の規模について、MEMS製品・技術と

算出方法を定義し、分野ごと環境分析と技術予測分析を行うことにより、現在のMEMS関連市場は4,200億円、2010年の市場は1兆3,500億円(予測)であることが明らかになった。また、国内産業の現状調査について、国内主要MEMS(企業・大学等)への調査を行うことにより、MEMS製造インフラが整備されつつある現状と新産業を創出しようとする視点でのMEMS開発の姿が生まれてきている事実が明らかになった。さらに、米国MEMS産業実態調査について、米国MEMSキーパーソンへの調査により、国防用途のアプリケーションに対する先端研究投資が米国のMEMS技術のイノベーションにつながっていることが明らかになった。

以上の調査結果を踏まえて、MEMS分野で日本の競争力を維持・向上させるための取り組みのあり方として、将来のMEMSアプリケーションとそれによる市場の創出につながるMEMS技術に産学官連携して取り組むことを提言している。

(4) 我が国企業の認証手続の実態等に関する調査研究

世界的な相互承認協定の流れを受け、各国から我が国に対する相互承認協定締結のニーズは増大し、また、産業界からの協定締結ニーズも増大している。

本調査研究は、戦略的判断の前提となる我が国企業の海外における認証手続の実態を明らかにするとともに、アジア諸国との相互承認の可能性を検討することを目的としている。

認証取得の実態を明らかにするため実施したアンケート調査から、我が国企業は年平均15件程度の認証取得を行い、認証取得に3ヶ月程度を要している。この際の問題点は、認証に係わる期間が長い、コストが高い点である。中小企業では、更に情報入手に時間がかかる、認証取得の要/不用が不明といった問題があることが明らかになった。相互承認は上記4点の問題点を解決する方法として期待されるが、企業認知度が低いこと、国内試験機関が少ないことから期待されたほど利用されていない。しかし、中国、米国、韓国との相互承認に関する要望は高い。今後の相互承認を考える上で制度・技術能力の同等生、試験機関間での市場原理の度合い、企業ニーズの高さから評価するとアセアン4カ国には強い必要性はなく、韓国では試験は国内で、証明書発行は韓国でというパターンの相互承認が適切と考えられる。

以上の調査研究を踏まえ、今後の認証制度のあり方として、(1)相互認証の運用に関してはNGO/NPOによる同等生の維持、競争原理の中での相互承認の発展、(2)認証に関する国際標準化を推進し「1回の試験、1回の認証、

1つのマークによる世界の受け入れ」の推進、(3)自己適合宣言品目の拡大の3点を提言している。

(5) 光触媒技術及び光触媒産業の現状と将来展望に関する調査研究

本調査研究は、我が国光触媒産業が世界でリーディング産業となるべく、光触媒技術の開発動向、光触媒関連製品の動向及び市場の展望を調査し、当該技術開発及び産業の発展施策の立案に資することを目的としている。

調査研究の結果、光触媒の開発状況について、発行文献数の推移から、セルフクリーニング技術文献の増加、可視光応答型光触媒技術文献の急増が明らかになり、また、各国の動向は、アジアでは空気浄化分野に、米国及び欧州ではセルフクリーニング分野に関心が高いことが分った。

光触媒技術の社会に及ぼす効果をセルフクリーニング分野、空気浄化分野、水質浄化分野、抗菌・抗かび分野別に整理し、応用分野拡大の方向を明らかにするとともに、屋内の弱い光で有効に働く光触媒開発の必要性から可視光応答型光触媒の開発状況について考察した。

光触媒関連市場の将来について、市場規模を推定するとともに光触媒関連製品の普及のための条件を考察し、光触媒普及の課題を整理した。

以上の調査研究を踏まえ、光触媒普及の対応策として、(1)性能評価方法及び製品規格の標準化、(2)可視光光触媒の開発促進、(3)経済性効果の検証・追求をあげるとともに、光触媒工業会の設立を提言している。

(6) 中堅企業の金融環境に関する調査研究

本調査研究は、中堅企業向け信用保証制度の拡充について注目が集まるなか、中小企業に比べて基礎的な情報が不足している状況にある中堅企業の金融環境を明らかにすることを目的としている。

調査研究の結果、中堅企業の財務状況について、中堅企業300社、隔年で5期分の財務諸表の分析により、中小企業と異なる特徴を有していることが明らかになった。具体的には中堅企業は中小企業と比較して、より短期借入に依存しており、中堅企業の負債の負担は、中小企業よりも軽いことが明らかになった。一方、金融機関の経営状況について、各種統計調査の分析により、中堅企業の負債の負担は、中小企業よりも軽いことが明らかになった。また、中堅企業の金融環境について、中堅企業3000社に対する調査により、中堅企業の資金調達環境は、おおむね良好であることが明らかになった。金融機関の中堅企業への貸出環境について、金融機関を対象とする調査により、中堅企業を対象とする貸出競争が激しいことが明らかになった。具体的には、中堅企業の資金

需要の低迷や、中堅企業からの金利引き下げ要請などにより、金融機関側の立場が弱いケースが一般的であることが明らかになった。政策金融の必要性については、資金調達面における課題として政策金融の積極的な利用を挙げた中堅企業はあまり多くないため、中堅企業のニーズはあまり高くないものと考えられる。一方の金融機関は、金利引き下げ競争のメリットを十分に享受している中堅企業に対し、制度融資的なバックアップが必要とは思わない、と考えていることが多いようである。

③ 産業政策の新展開に関する調査研究

新規産業に育成、魅力ある事業環境の整備、合理的な産業組織の形成等の産業構造改革やエネルギー問題への対応、技術革新の促進、地球環境問題の解決等に資するための調査研究及び地域産業の育成や中小企業の活性化などに必要な 33 テーマの調査研究を実施した。主なテーマの内容等はおりのとおりである。

(1) 企業の社会的責任(CSR)活動に関する調査研究

本調査研究は、CSR の推進が日本企業のパフォーマンスにどのような影響を与えているのかを明らかにし、企業の CSR 推進活動を促進する政策の形成に貢献することを目的としている。

CSR の意義及び定義に関する調査を行った結果、日本企業では、推進のメリットとして欧米企業同様にレピュテーションや企業収益の向上と捉えている一方、デメリットとしてコスト要因と認識しており、その傾向は欧米企業に比べて強いことが明らかになった。

また、日本企業の CSR の推進と企業のパフォーマンスとの関係に関する実証分析においては、「CSR の包括的な推進と企業パフォーマンスはポジティブな関係にある」との仮説が成立した。「環境パフォーマンスの改善と企業パフォーマンスはポジティブな関係にある」との仮説は成立するとは言いが、ネガティブな関係ではないといえる。

イベント・スタディについては、ネガティブなイベントは企業のパフォーマンスに負の影響を与えるが、その大きさは新聞報道の件数に左右される傾向にあることが確認され、「ネガティブなイベントの発生を予防する CSR マネジメントは、企業パフォーマンスとポジティブな関係にある」との仮説は成立した。

総論として、CSR の推進と企業パフォーマンスとは、緩やかながらポジティブな関係にあり、少なくともネガティブな関係ではないといえる。このことから、CSR の推進は、企業経営におけるインセンティブとなる可能性を指摘できる。

(2) 法人所得課税の税率引下げの経済効果に関する調査研究

本調査研究は、法人所得課税の税率引下げの影響につきマクロ経済全体、企業行動への影響がどのようなものであるかを明らかにすることを目的としている。

調査研究の結果、法人所得課税の税率引下げのマクロ経済への影響について、マクロ経済モデルにより分析を行った結果、我が国のGDPは0.2~0.3%増加し、潜在的国民負担率といった財政への影響は極めて軽微であるとの結果になった。

また、法人所得課税の税率引下げの産業毎への影響については、応用一般均衡モデルにより分析したところ、各産業への影響は一様ではなく、資本の使用者コストの低下幅が小さい輸送機械、機械・設備の生産が減少し、電気・ガス・水道業といった資本の低下幅が大きい産業の生産が増加するとの結論を得た。法人所得課税の税率引下げの企業行動に及ぼす影響については、税率引下げはキャッシュフローの増加を通じて設備投資を増加させるが、その効果は経営環境や財務体質により異なっている。

以上の調査研究結果を踏まえて、今後の法人所得課税の税率引下げのあり方として、(1)税率引下げに加え、消費税率の引上げ、社会保障改革、経済構造改革といった政策を同時並行的に行う必要があること、(2)企業経営環境の好転策、企業立地の選択を考慮することで効果はより大きくなる、の2点を提言している。

(3) EUにおける消費課税納税制度の簡素化、電子化に関する調査研究

本調査研究は、商取引の国際化・電子化の進展に対応しつつ、健全で自由な競争が確保された市場を実現するため、消費税の申告納税の「簡素化」と「現代化」で先行しているEUを参考にして、日本の消費税制度のあり方を明らかにすることを目的としている。

まず、EU付加価値税の最終目標としての(1)簡素化、(2)現代化、(3)統一的適用、(4)各加盟国間の行政協力に関する新ルール策定という4項目の直近の進捗と課題を明らかにした。

次に、欧州法としての1977年の第6次指令を概括し、主要加盟国の国内法における申告納税に関する具体的なルール、複数税率の運用と問題点を品目や判例を踏まえて整理した。

最近の重要課題として、英仏独における申告制度の電子化の影響を概観し、我が国における電子化の進展が消費税の制度に与える影響に関する論点を提

示した。

さらに、電子供給サービスへの課税をめぐる OECD や EU における議論を整理し、2003 年 7 月の EU の新ルールについて、仕組みや手続きとその意義と問題点を提示した。

以上を踏まえ、我が国の消費税制の簡素化・電子化の方向性として次の点を提言した。

- 申告納税を簡素化するため、(1)申告納税書類の統一規格化と電子化、(2)申告納税にかかる制度・書類が国際取引や電子商取引においても通用するよう汎用性を担保、(3)税務当局による行政情報の適正な収集による課税漏れや脱税の防止が必要
- インボイス方式に移行し、インボイスの電子化を進めるうえで、電子インボイスの「真正性」と「完全性」を確保するための新たな発想の必要性
- 電子商取引への課税の我が国のモデルとして、EU 新ルールを注目すべきであること

(4) 産業廃棄物の電気炉処理等に関する調査研究

本調査研究は、産業廃棄物等から溶融固化物についてのデータが少ない等の課題に対し、各種産業廃棄物等からの溶融スラグの J I S 化を想定しての成分含有量、有害成分の溶出挙動及び基礎物性を明らかにすることを目的としている。

調査研究の結果、対象産業廃棄物、汚染土壌についての調査により、今後、産業廃棄物、汚染土壌の処理方法としての溶融処理への要請は大きくなっていくことが明らかになった。

また、溶融スラグ基礎物性調査について、道路用骨材試験及び環境安全性試験により分析したところ、道路用溶融スラグ骨材の品質基準に適合しかつ環境安全性での問題も生じないことが確認された。

溶融スラグの用途調査については、事業者等への調査等を行った結果、溶融スラグの石材利用が有用な用途の一つであることが確認された。

さらに、廃棄物由来の溶融スラグの利用拡大については、現地調査等を行った結果、品質管理、検査体制のシステム構築の重要性が明らかになった。

以上の調査結果を踏まえて、今後の産業廃棄物の電気炉処理等へのあり方として、(1)産業廃棄物溶融スラグの J I S への適用による基準化の具体化、(2)産業廃棄物、汚染土壌の処理方法としての電気炉処理の拡大実施、(3)溶融スラグ用途として高付加価値の石材利用の普及、(4)溶融スラグの品質

管理、検査等のシステム構築の必要性の4点を提言している。

(5) 北海道における金型産業の振興方策に関する調査研究

本調査研究は、金型製作技術を基礎に、北海道内におけるものづくり技術の発展の方向を明らかにすることを目的としている。

調査研究の結果、北海道内の金型の生産及び受給の状況について、金型企業並びに金型ユーザー企業に対する実態調査により、道内の地場金型企業の受注分野が限られており、ユーザーニーズが厳しくなる中で新たな展開が求められていることが明らかになった。

また、北海道外における中小金型企業の事業展開動向と支援の取り組みについては、東方地域を事例に調査を行い、変化する事業環境へ対応の状況が明らかになった。これらの結果から、金型の製作分野を絞り込むことや、他社が追随できない特定の分野に限定すること、関連する部品や機器の生産へ展開するなどが必要であることが確認された。

以上の調査研究結果を踏まえて、北海道内の地場金型企業が地域ニーズにあった金型を製作してきた「強み」を生かして、道内金型需要の幅広い受注と分野を特化した地域にこだわらない受注拡大、道内におけるものづくり産業を支える金型企業の役割及び加工技術を生かした部品生産、並びに周辺企業や試験研究機関との連携による金型技術の幅広い活用の3点を提言をしている。

(6) 東北地域における6次産業の振興に関する調査研究

本調査研究は、東北地域の食品関連製造業が東北地域の1次産品を活用するために、第1次、第2次、第3次の各産業の連携によって新たな付加価値創出が図られる6次産業の振興を明らかにすることを目的としている。

調査研究の結果、東北地域の第1次産業が重要な位置付けにあることを踏まえて、食品関連製造業について現況と課題を整理した。調査から東北地域の食品関連製造業の活性化には、事業環境の変化、「安いもの」だけでなく価値観の多様化（「こだわり」、「地域性」等）に対応し、第1次、第3次産業との連携強化、6次産業化による新たな付加価値創出が必要であることが明らかになった。また、6次産業の現状において、東北地域内外の事例を、(1)1次産品のこだわり、本物志向、(2)観光との連携、(3)1次産品の新機能、未利用資源活用の3点から調査し、各事例について6次産業化による経営効果を上げていることが明らかになった。

以上の調査研究の結果を踏まえて、6次産業化の経営効果と地域経済への効

果が十分認められることから、東北地域の6次産業の振興策として、(1)第1次、第3次産業との連携、(2)地域ブランド育成強化、(3)関連サービス産業との連携の3点を提言している。

(7) 関西地域におけるニュービジネスの実態と成功要因に関する調査研究

本調査研究は、関西地域におけるニュービジネスや起業の実態を把握・分析し、その成功要因を明らかにするとともに、これらに対する地域内の支援制度やインキュベーション機能の運用実態を整理し、新事業創出の円滑化に資することを目的としている。

調査研究の結果、起業の成功・失敗要因をニュービジネス展開企業へのヒヤリングより抽出すると、(1)有利なポジショニングを構築しているか、(2)有効な事業計画・ビジネスモデルを立案しているか、(3)優位に研究開発を実現する仕組みを有しているか、(4)調達・販路を有効に獲得しているか、(5)顧客ニーズを製品・サービスに結びつけるマーケティング・営業方策を有しているか、(6)優秀な人材等の社内管理体制が充実しているかといったことが確認された。

また、ニュービジネス支援システムとしては、企業間のアライアンスを推進するための経営者同士の交流の場やコーディネータの発掘・育成も今後充実していくべき支援策として見出された。

以上の結果に加え、構内外のニュービジネス支援先進事例、そしてニュービジネス展開企業が直面した課題から抽出された支援方策の方向として、(1)経営者教育・啓発事業、(2)社外人材・ネットワーク活用事業、(3)ビジネスモデル・技術評価による投融資、(4)人材の流動化・教育支援事業、(5)マーケティング支援事業を提案している。

④ 対外政策の新展開に関する調査研究

貿易・投資など企業活動のグローバル化の実態と望ましい国際経済システムのあり方の解明、地域統合やアジア諸国など開発経済支援への対応、海外諸国の政策と産業の把握などに資するため、13テーマの調査研究を実施した。主なテーマの内容等は次のとおりである。

(1) 国際情勢の変化に伴う東アジアの通貨調整に関する調査研究

本調査研究は、米国の経常収支赤字が対GDP比5%という高水準を続ける中で、中長期的にどのような調整が起こりうるかを検討し、それと相関関係にある東アジア諸国の経常収支黒字がもたらす将来の東アジアにおける通貨調整の方向性について明らかにすることを目的としている。

本調査研究では、まず先行機関を概観し、米国経常収支赤字の持続可能性、東アジア諸国のマクロ不均衡に関する緒論考を比較検討している。次に米国経常収支赤字削減のためにどのくらいのドルの減価が必要かについてシミュレーション分析を行った。また、東アジア諸国のマクロ経済の状況を考察し、今後の課題について調査を行った。更に、最適通貨圏の理論を紹介し、ヨーロッパの状況との比較においてアジアへの適用可能性について検討し、FTAの推進の重要性について言及している。そして有識者への調査では、米国経常収支赤字の今後の展望、プラザ合意の教訓、アジアにおける分業体制・貿易状況、単一通貨ユーロの経験、中国の経済・金融・通貨・資本取引の現状と将来などの諸テーマについて集約し、東アジア通貨調整の方向性について明らかにすることができた。

(2) 直接投資と技術・知的財産権移転問題に関する調査研究

本調査研究は、WTO 貿易と投資作業部会における技術移転に関する議論を踏まえ、投資家・投資宿主国の双方が便益を受けるような国際投資ルールの方策に必要な技術移転の実態および関連規制と技術移転効果の関連を明らかにすることを目的としている。

調査研究の結果、海外直接投資と技術移転のセミマクロ分析を行うことを通じて、直接投資と技術移転の間には一定の関係が存在することが明らかになった。また、知的財産権関連規制の実態・効果分析については、既存の国際協定では技術移転を促進する規定があるものが存在する一方、最近の自由貿易協定(FTA)や二国間投資協定(BIT)では、技術移転を明確に禁止しており、途上国の技術移転促進のための国内政策との調整が必要となっていることが確認された。さらに、将来の国際投資ルールの構造と技術移転要求・知的財産権保護の関係については WTO の貿易と投資作業部会や貿易と技術移転作業部会などの議論を踏まえ、途上国・先進国それぞれにとって利益のある規定の方策が、交渉を再開するにあたって不可欠な要素であることが明らかになった。

以上の調査研究結果を踏まえて、今後の WTO マルチ投資ルール策定にあたっての技術移転問題のあり方として、(1)国際投資ルールにおける技術移転要求の原則禁止、その一方で、(2)投資にあたってのインセンティブ付与の対価としての技術移転要求の容認、(3)研究開発補助金の自国企業への限定付与の容認、(4)先進国企業に対する技術移転に関する努力規定の設置、といった点の必要性について提言している。

(3) 欧米諸国の中国戦略と中国国内改革の展望等に関する調査研究

本調査研究は、米国及びEUの誠治・経済両面にわたる対中国政策、これら諸国における産業界・政治団体の中国認識を把握し、中国を取り巻く国際環境を理解することによって、我が国における中国に対する通商政策の立案や経営戦略の構築の一助に資することを目的としている。

調査は、中国経済の台頭を背景に、日本にとって対中戦略を明確にすることは緊急な課題になっている。そのための参考として、欧米諸国の中国戦略を考察した。具体的に政治・外交と産業界という二つの視点から考察を試みた。欧米諸国にとって、中国における人権問題の改善や民主化の推進など課題がある一方、中国経済のメリットを享受すべく、欧米の産業界は積極的に中国への投資を進めている。

一方、中国国内の経済改革について、国有企業、金融制度改革と財政改革を軸に分析を行い、それが経済成長に与える影響を明らかにした。そのほかに、中国経済のサステナビリティとリスクを考察したが、具体的に、中国における政治改革、法整備の状況、エネルギー需給と環境問題、所得と消費構造の変化についても分析を行った。

その結果、中国経済の潜在成長力から2010年までこれまでのような高成長が続くものと予想される。その間、国内経済構造に含まれる種々のリスク要因や不確実性が中国経済に様々な影響を与え、一時的に乱高下することが考えられる。中国経済が乱高下しながら高成長を続ける中で、日本としてはチャイナリスクの管理強化が求められる。欧米諸国の中国戦略を参考に、日本は新たな中国戦略の明確化が求められている。

⑤ 研究交流等事業

機械産業等を巡る諸問題等について、産業界、学界、行政の各分野における専門家による次の8テーマの研究会を設置し、研究討議を通じて研究交流を行った。

() 内はテーマ名)

- (ア) 経済動向研究会 (内外経済の動向とわが国の政策のあり方)
- (イ) アジア問題研究会 (中国等アジア経済の課題と今後の展望)
- (ウ) 企業経営研究会 (企業経営の革新)
- (エ) 産業技術研究会 (科学と産業技術)
- (オ) 製造産業研究会 (製造産業の国際競争力)
- (カ) 地域産業研究会 (21世紀の地域産業)
- (キ) 環境問題研究会 (環境問題と産業活動)
- (ク) 中小企業研究会 (中小企業の事業創造)

4. 事業実施に関して特許権、実用新案権等を申請又は取得したときはその内容
該当なし

5. 業界等において今後予想される効果

調査研究の対象は、経済社会に関する基盤的課題、機械産業の産業活動、産業政策の新展開、及び対外政策の新展開等広範囲な分野にわたっている。

また、調査研究は、機械産業等の実態把握や直面する課題に対応するとともに、政策の推進や提言、企業の経営努力の支援を行い、わが国産業の発展に貢献している。

研究成果は、調査研究報告書として機械産業を始めとする産業界、行政、大学等学術分野に配布され、企業経営の合理化や創造性の発揮、地域のグローバル化、新たな政策立案等の基礎資料として活用されている。

また、研究員自らの著書での成果の引用（出典明記）、調査対象産業の会員企業への普及（刷増し、引用、転載）、マスメディアによる紹介等が随時行われているほか、研究所のホームページ、研究発表会等を通じて情報提供を行い、関係者に成果を活用いただいている。

6. 本事業により作成した印刷物（調査研究報告書等）

(1) 経済社会に関する基盤的な調査研究

ア 日本人のライフスタイル及び生活観等に関する調査研究(100部)

イ 我が国の経済社会システムの変遷に関する調査研究(100部)

ウ 我が国の人材育成、雇用システム及び政府の政策の在り方に関する調査研究
(100部)

エ 我が国の経済社会システムの将来展望に関する調査研究(50部)

(2) 機械産業等の産業活動に関する調査研究

ア 組込みシステム関連技術の動向等に関する調査研究(100部)

イ アセアン諸国における中古車貿易の実態に関する調査研究(100部)

ウ 知的創造力を高める次世代ワークプレイスのあり方に関する調査研究
(100部)

エ 中国自動車産業の事業環境に関する調査研究(100部)

オ MEMS関連市場の現状と日本の競争力分析に関する調査研究(100部)

カ 中国機械工業の動向と技術力に関する調査研究(100部)

キ 自動車販売業の課題と対応の方向に関する調査研究(100部)

ク 水圧機器技術の現状及び市場予測等に関する調査研究(100部)

ケ プラント・エンジニアリング産業強化戦略に関する調査研(100部)

コ 我が国企業の認証手続の実態等に関する調査研究(100部)

サ 重工プラント産業の経営実態と将来展望に関する調査研究(100部)

シ 宇宙産業の現状と戦略的展望に関する調査研究(100部)

ス 防衛産業の生産技術基盤の維持向上に関する調査研究(100部)

セ 光触媒技術及び光触媒産業の現状と将来展望に関する調査研究(100部)

- ソ バイオ産業における知的財産権の課題に関する調査研究(80部)
- タ 化学兵器禁止法規制対象物質の危機管理等に関する調査研究(100部)
- チ 特殊鋼市場の現状と我が国メーカーの競争力に関する調査研究(100部)
- ツ 中堅企業の金融環境に関する調査研究(100部)

18

(3) 産業政策の新展開に関する調査研究

- ア 企業の社会的責任(CSR)活動に関する調査研究(100部)
- イ 法人所得課税の税率引下げの経済効果に関する調査研究(100部)
- ウ EUにおける消費課税納税制度の簡素化、電子化に関する調査研究(100部)
- エ 女性のビジネス創出の条件整備等に関する調査研究(100部)
- オ 福祉事業における政府と企業の役割に関する調査研究(100部)
- カ 非製造事業分野における外資系企業誘致策に関する調査研究(100部)
- キ ブランド確立のためのデザイン活用評価指標に関する調査研究(100部)
- ク 宇宙の産業化政策と官民の役割分担に関する調査研究(100部)
- ケ 知的財産戦略指標に関する調査研究(100部)
- コ 産業界から見た大学の人材育成評価に関する調査研究(50部)
- サ 有限責任会社制度導入に伴う課題等に関する調査研究(100部)
- シ 我が国の人的産業技術資産の教育等における活用に関する調査研究(100部)
- ス マネジメントシステム規格の認証取得効果等に関する調査研究(100部)
- セ 産業廃棄物の電気炉処理等に関する調査研究(100部)
- ソ 水生生物保全に係る水質目標値評価に関する調査研究(100部)
- タ 環境クラスターの形成過程における政府の役割に関する調査研究(60部)
- チ 異業種交流活動の課題と政策措置に関する調査研究(100部)
- ツ 東北地域におけるアントレプレナーシップ教育推進に関する調査研究(100部)
- テ 北海道における金型産業の振興方策に関する調査研究(100部)
- ト 北陸地域の新産業領域における機械産業の展開に関する調査研究(100部)
- ナ 中国地域におけるものづくり支援ビジネスの実態等に関する調査研究(100部)
- ニ 四国地域における技能及びものづくりノウハウの継承に関する調査研究(100部)
- ヌ 九州地域と中国、韓国の半導体関連産業分野における連携に関する調査研究(100部)
- ネ 北海道産業のブランド化による自立的発展策に関する調査研究(100部)
- ノ 東海地域の機械産業集積を活かしたクラスター形成に関する調査研究(100部)
- ハ 東北地域における6次産業の振興に関する調査研究(100部)
- ヒ ビジネス支援サービス業を活用した九州製造業の国際競争力強化に関する調査研究(100部)
- フ 関西地域におけるニュービジネスの実態と成功要因に関する調査研究(100部)
- ヘ バイオグリッドコンピューティングビジネス環境の整備に関する調査研究(100部)
- ホ ナノテクノロジー分野における産学官連携方策に関する調査研究(100部)
- マ 21世紀における産業集積形成の課題に関する調査研究(100部)

31

(4) 対外政策の新展開に関する調査研究

- ア 我が国の産業革新の課題とリスク要因に関する調査研究(100部)
- イ サービス貿易の拡大と我が国経済構造への影響に関する調査研究(100部)
- ウ 東アジアにおける地域経済統合の経済効果等に関する調査研究(100部)
- エ 国際情勢の変化に伴う東アジアの通貨調整に関する調査研究(100部)
- オ 直接投資と技術・知的財産権移転問題に関する調査研究(100部)
- カ WTO等における紛争処理ルール活用の効果に関する調査研究(100部)
- キ 最近のロシア情勢と我が国の対ロシア外交のあり方に関する調査研究(100部)
- ク 重電産業の海外市場及び海外メーカーの動向等に関する調査研究(100部)

ケ 欧米諸国の中国戦略と中国国内改革の展望等に関する調査研究(100部)

9
(5) 研究交流等事業

ア 産業研究所事業概況(150部)

平成15年度「機械産業等をめぐる総合的な調査研究」補助事業収支決算報告書

1. 決算総括表

(1) 収入の部

項目	予算額	最終予算額	収入額	増減	備考
補助金	621,752,000	587,181,000	526,945,557	△ 60,235,443	
自己負担金	36,476,000	28,425,000	23,493,561	△ 4,931,439	
合計	658,228,000	615,606,000	550,439,118	△ 65,166,882	

(四) 支出の部

項目	節	最終予算額			支出額			増減			備考
		補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	
① 経済社会に関する基礎的な調査研究											
人件費	委員手当	1,086,000	362,000	1,448,000	213,000	71,000	284,000	△ 873,000	△ 291,000	△ 1,164,000	
	研究員手当	2,250,000	750,000	3,000,000	815,625	271,875	1,087,500	△ 1,434,375	△ 478,125	△ 1,912,500	
	講師謝金	180,000	60,000	240,000	112,500	37,500	150,000	△ 67,500	△ 22,500	△ 90,000	
	委員旅費	1,315,000	439,000	1,754,000	0	0	0	△ 1,315,000	△ 439,000	△ 1,754,000	
	委員交通費	120,000	40,000	160,000	23,250	7,750	31,000	△ 96,750	△ 32,250	△ 129,000	
	講師旅費	114,000	39,000	153,000	0	0	0	△ 114,000	△ 39,000	△ 153,000	
	臨時雇役費	540,000	180,000	720,000	265,500	88,500	354,000	△ 274,500	△ 91,500	△ 366,000	
	会議費	236,000	79,000	315,000	16,883	5,629	22,512	△ 219,117	△ 73,371	△ 292,488	
	会場借上費	437,000	146,000	583,000	0	0	0	△ 437,000	△ 146,000	△ 583,000	
	印刷費	118,000	40,000	158,000	38,430	12,810	51,240	△ 79,570	△ 27,190	△ 106,760	
	資料費	318,000	106,000	424,000	0	0	0	△ 318,000	△ 106,000	△ 424,000	
	原稿料	750,000	250,000	1,000,000	0	0	0	△ 750,000	△ 250,000	△ 1,000,000	
	調査委託費	31,000,000	0	31,000,000	28,966,120	0	28,966,120	△ 2,033,880	0	△ 2,033,880	
	借上施設費	49,074,000	12,269,000	61,343,000	49,073,160	12,268,296	61,341,456	△ 840	△ 704	△ 1,544	
小計	計	87,538,000	14,760,000	102,298,000	79,524,468	12,763,360	92,287,828	△ 8,013,532	△ 1,996,640	△ 10,010,172	

項目	節	最終予算額			支出額			増減			備考
		補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	
② 機械産業等の産業活動に関する調査研究											
(1) 機械産業の産業活動に関する調査研究											
人件費	委員手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	研究員手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	講師謝金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委員旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委員交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	講師旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	臨時雇役費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	会場借上費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費	資料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	翻訳料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	原稿料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調査委託費	105,000,000	0	105,000,000	98,414,504	0	98,414,504	△ 6,585,496	0	△ 6,585,496	
計	105,000,000	0	105,000,000	98,414,504	0	98,414,504	△ 6,585,496	0	△ 6,585,496		
(2) その他機械産業に関連する諸産業の産業活動に関する調査研究											
事業費	調査委託費	43,000,000	0	43,000,000	32,478,978	0	32,478,978	△ 10,521,022	0	△ 10,521,022	
	計	43,000,000	0	43,000,000	32,478,978	0	32,478,978	△ 10,521,022	0	△ 10,521,022	
小	計	148,000,000	0	148,000,000	130,893,482	0	130,893,482	△ 17,106,518	0	△ 17,106,518	

項目	節	最終予算額			支出額			増減			備考
		補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	
③ 産業政策の新展開に関する調査研究											
(1) 産業構造の改革等に関する調査研究											
人件費	委員手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	研究員手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	講師謝金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
旅費	委員旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	委員交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	講師旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	臨時雇役費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	会場借上費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	印刷費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	翻訳料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	原稿料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	調査委託費	102,660,000	0	102,660,000	95,073,101	0	95,073,101	△ 7,586,899	0	△ 7,586,899	
	計	102,660,000	0	102,660,000	95,073,101	0	95,073,101	△ 7,586,899	0	△ 7,586,899	
(2) エネルギー、環境及び技術開発等に関する調査研究											
事業費	調査委託費	35,000,000	0	35,000,000	28,313,045	0	28,313,045	△ 6,686,955	0	△ 6,686,955	
	計	35,000,000	0	35,000,000	28,313,045	0	28,313,045	△ 6,686,955	0	△ 6,686,955	
(3) 地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究											
事業費	調査委託費	83,000,000	0	83,000,000	80,818,254	0	80,818,254	△ 2,181,746	0	△ 2,181,746	
	計	83,000,000	0	83,000,000	80,818,254	0	80,818,254	△ 2,181,746	0	△ 2,181,746	
小	計	220,660,000	0	220,660,000	204,204,400	0	204,204,400	△ 16,455,600	0	△ 16,455,600	

項目	節	最終予算額		支出額		増減		備考		
		補助金	自己負担金	補助金	自己負担金	補助金	自己負担金			
④ 対外政策の新展開に関する調査研究										
(1) 世界経済の動向等に関する調査研究										
人件費	委員手当	618,000	207,000	825,000	311,250	103,750	415,000	△ 306,750	△ 103,250	△ 410,000
	研究員手当	1,125,000	375,000	1,500,000	937,500	312,500	1,250,000	△ 187,500	△ 62,500	△ 250,000
	講師助金	405,000	135,000	540,000	180,000	60,000	240,000	△ 225,000	△ 75,000	△ 300,000
	旅費	67,000	23,000	90,000	33,750	11,250	45,000	△ 33,250	△ 11,750	△ 45,000
	講師旅費	111,000	37,000	148,000	0	0	0	△ 111,000	△ 37,000	△ 148,000
	臨時雇役費	810,000	270,000	1,080,000	414,000	138,000	552,000	△ 396,000	△ 132,000	△ 528,000
	会費	267,000	89,000	356,000	76,739	25,582	102,321	△ 190,261	△ 63,418	△ 253,679
	会場借上費	1,310,000	438,000	1,748,000	0	0	0	△ 1,310,000	△ 438,000	△ 1,748,000
	印刷費	236,000	79,000	315,000	95,484	31,828	127,312	△ 140,516	△ 47,172	△ 187,688
	資料費	266,000	89,000	355,000	265,813	88,607	354,420	△ 187	△ 393	△ 580
	原簿料	375,000	125,000	500,000	247,500	82,500	330,000	△ 127,500	△ 42,500	△ 170,000
翻訳料	204,000	69,000	273,000	0	0	0	△ 204,000	△ 69,000	△ 273,000	
調査委託費	30,000,000	0	30,000,000	26,734,886	0	26,734,886	△ 3,265,114	0	△ 3,265,114	
計		35,794,000	1,936,000	37,730,000	29,296,922	854,017	30,150,939	△ 6,497,078	△ 1,081,983	△ 7,579,061
(2) 貿易・投資等に関する調査研究										
事業費	調査委託費	51,000,000	0	51,000,000	44,383,522	0	44,383,522	△ 6,616,478	0	△ 6,616,478
計		51,000,000	0	51,000,000	44,383,522	0	44,383,522	△ 6,616,478	0	△ 6,616,478
小	計	86,794,000	1,936,000	88,730,000	73,680,444	854,017	74,534,461	△ 13,113,556	△ 1,081,983	△ 14,195,539
⑤ 研究交流等事業										
(1) 産学官研究交流事業										
人件費	委員手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	研究員手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	講師助金	810,000	270,000	1,080,000	180,000	60,000	240,000	△ 630,000	△ 210,000	△ 840,000

項目	節	最終子算額			支出額			増減			備考
		補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計	
旅費	委員旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	委員交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	講師旅費	198,000	66,000	264,000	0	0	0	△ 198,000	△ 66,000	△ 264,000	
	臨時雇役費	1,327,000	443,000	1,770,000	954,000	318,000	1,272,000	△ 373,000	△ 125,000	△ 498,000	
	会費	1,701,000	567,000	2,268,000	444,432	148,147	592,579	△ 1,256,568	△ 418,853	△ 1,675,421	
	会場借上費	437,000	146,000	583,000	8,266	2,757	11,025	△ 428,732	△ 143,243	△ 571,975	
	印刷費	850,000	284,000	1,134,000	18,191	6,064	24,255	△ 831,809	△ 277,936	△ 1,109,745	
	資料費	226,000	76,000	302,000	0	0	0	△ 226,000	△ 76,000	△ 302,000	
	原稿料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	調査委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
借上加設費	36,057,000	9,014,000	45,071,000	36,056,963	9,014,245	45,071,208	△ 37	245	208		
計	41,606,000	10,866,000	52,472,000	37,661,854	9,549,213	47,211,067	△ 3,944,146	△ 1,316,787	△ 5,260,933		
(2) 情報提供事業											
人件費	講師謝金	67,000	23,000	90,000	56,250	18,750	75,000	△ 10,750	△ 4,250	△ 15,000	
	調査旅費	198,000	66,000	264,000	168,195	56,065	224,260	△ 29,805	△ 9,935	△ 39,740	
	臨時雇役費	810,000	270,000	1,080,000	418,506	139,500	558,000	△ 391,500	△ 130,500	△ 522,000	
	会費	63,000	21,000	84,000	22,680	7,560	30,240	△ 40,320	△ 13,440	△ 53,760	
	会場借上費	370,000	124,000	494,000	0	0	0	△ 370,000	△ 124,000	△ 494,000	
	印刷費	826,000	276,000	1,102,000	294,524	98,176	392,700	△ 531,476	△ 177,824	△ 709,300	
	資料費	225,000	75,000	300,000	0	0	0	△ 225,000	△ 75,000	△ 300,000	
	郵送料	24,000	8,000	32,000	20,760	6,920	27,680	△ 3,240	△ 1,080	△ 4,320	
	作業委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2,583,000	863,000	3,446,000	980,909	326,971	1,307,880	△ 1,602,091	△ 536,029	△ 2,138,120	
小計	44,189,000	11,729,000	55,918,000	38,642,763	9,876,184	48,518,947	△ 5,546,237	△ 1,852,816	△ 7,399,053		
合計	587,181,000	28,425,000	615,606,000	526,945,557	23,493,561	550,439,118	△ 60,235,443	△ 4,931,439	△ 65,166,882		

2. 支出内訳表
(1) 決算費目別内訳

目	節	子						支出額	備考 (増減理由)		
		算		額		額					
		補助金	自己負担金	補助金	自己負担金	補助金	自己負担金				
① 経済社会に関する基礎的な調査研究											
人件費	委員手当	1,086,000	362,000	1,448,000	0	0	1,086,000	362,000	1,448,000	284,000	
	研究員手当	2,250,000	750,000	3,000,000	0	0	2,250,000	750,000	3,000,000	1,087,500	
旅費	講師謝金	180,000	60,000	240,000	0	0	180,000	60,000	240,000	150,000	
	委員旅費	1,315,000	439,000	1,754,000	0	0	1,315,000	439,000	1,754,000	0	
事業費	委員交通費	120,000	40,000	160,000	0	0	120,000	40,000	160,000	31,000	
	講師旅費	114,000	39,000	153,000	0	0	114,000	39,000	153,000	0	
事業費	臨時雇役費	540,000	180,000	720,000	0	0	540,000	180,000	720,000	354,000	
	会議費	236,000	79,000	315,000	0	0	236,000	79,000	315,000	22,512	
	会場借上費	437,000	146,000	583,000	0	0	437,000	146,000	583,000	0	
	印刷費	118,000	40,000	158,000	0	0	118,000	40,000	158,000	51,240	
	資料費	318,000	106,000	424,000	0	0	318,000	106,000	424,000	0	
	原種料	750,000	250,000	1,000,000	0	0	750,000	250,000	1,000,000	0	
	調査委託費	31,000,000	0	31,000,000	0	0	31,000,000	0	31,000,000	28,966,120	
	借上施設費	49,074,000	12,269,000	61,343,000	0	0	49,074,000	12,269,000	61,343,000	61,341,456	
	小計	87,538,000	14,760,000	102,298,000	0	0	87,538,000	14,760,000	102,298,000	92,287,828	

目	節	子 算 額						支出額	備 考 (増減理由)	
		原 子 算 額		流 用 増 減		最 終 子 算 額				
		補助金	自己負担金	補助金	自己負担金	補助金	自己負担金			
② 機械産業等の産業活動に関する調査研究										
(1) 機械産業の産業活動に関する調査研究										
人件費	委員手当	492,000	164,000	△ 492,000	△ 164,000	△ 656,000	0	0	0	平成16年3月24日付 15日振機第253号承認 の計画変更による
	研究員手当	1,687,000	563,000	△ 1,687,000	△ 563,000	△ 2,250,000	0	0	0	
	講師謝金	135,000	45,000	△ 135,000	△ 45,000	△ 180,000	0	0	0	
旅費	委員旅費	178,000	60,000	△ 178,000	△ 60,000	△ 238,000	0	0	0	
	委員交通費	48,000	16,000	△ 48,000	△ 16,000	△ 64,000	0	0	0	
	講師旅費	44,000	15,000	△ 44,000	△ 15,000	△ 59,000	0	0	0	
	臨時雇役費	540,000	180,000	△ 540,000	△ 180,000	△ 720,000	0	0	0	
事業費	会議費	94,000	32,000	△ 94,000	△ 32,000	△ 126,000	0	0	0	
	会場借上費	437,000	146,000	△ 437,000	△ 146,000	△ 583,000	0	0	0	
	印刷費	236,000	79,000	△ 236,000	△ 79,000	△ 315,000	0	0	0	
	資料費	1,110,000	371,000	△ 1,110,000	△ 371,000	△ 1,481,000	0	0	0	
	翻訳料	614,000	205,000	△ 614,000	△ 205,000	△ 819,000	0	0	0	
	原簿料	750,000	250,000	△ 750,000	△ 250,000	△ 1,000,000	0	0	0	
	調査委託費	105,000,000	0	0	0	0	105,000,000	0	105,000,000	
	計	111,365,000	2,126,000	△ 6,365,000	△ 2,126,000	△ 8,491,000	105,000,000	0	105,000,000	
(2) その他機械産業に関連する諸産業の産業活動に関する調査研究										
事業費	調査委託費	43,000,000	0	0	0	0	43,000,000	0	43,000,000	32,478,978
	計	43,000,000	0	0	0	0	43,000,000	0	43,000,000	32,478,978
小	計	154,365,000	2,126,000	△ 6,365,000	△ 2,126,000	△ 8,491,000	148,000,000	0	148,000,000	130,893,482

目	節	子						算						額						支出額	備考 (増減理由)
		原 子 算 額		計	流 用 増 減		計	最 終 子 算 額		計	最 終 子 算 額		計								
		補助金	自己負担金		補助金	自己負担金		補助金	自己負担金		補助金	自己負担金									
③ 産業政策の新展開に関する調査研究																					
(1) 産業構造の改革等に関する調査研究																					
人件費	委員手当	369,000	123,000	492,000	△ 369,000	△ 123,000	△ 492,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	平成16年3月24日付 15日振機第253号承認 の計画変更による			
	研究員手当	1,125,000	375,000	1,500,000	△ 1,125,000	△ 375,000	△ 1,500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	講師謝金	135,000	45,000	180,000	△ 135,000	△ 45,000	△ 180,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
旅費	委員旅費	133,000	45,000	178,000	△ 133,000	△ 45,000	△ 178,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	委員交通費	36,000	12,000	48,000	△ 36,000	△ 12,000	△ 48,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	講師旅費	44,000	15,000	59,000	△ 44,000	△ 15,000	△ 59,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
事業費	臨時雇役費	540,000	180,000	720,000	△ 540,000	△ 180,000	△ 720,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	会費	70,000	24,000	94,000	△ 70,000	△ 24,000	△ 94,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	会場借上費	525,000	175,000	700,000	△ 525,000	△ 175,000	△ 700,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	印刷費	236,000	79,000	315,000	△ 236,000	△ 79,000	△ 315,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	資料費	560,000	187,000	747,000	△ 560,000	△ 187,000	△ 747,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	翻訳料	603,000	202,000	805,000	△ 603,000	△ 202,000	△ 805,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	原稿料	552,000	185,000	737,000	△ 552,000	△ 185,000	△ 737,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	調査委託費	102,660,000	0	102,660,000	0	0	0	102,660,000	0	102,660,000	0	102,660,000	0	102,660,000	0	102,660,000	95,073,101				
	計	107,588,000	1,647,000	109,235,000	△ 4,928,000	△ 1,647,000	△ 6,575,000	102,660,000	0	102,660,000	0	102,660,000	0	102,660,000	0	102,660,000	95,073,101				
(2) エネルギー、環境及び技術開発等に関する調査研究																					
事業費	調査委託費	35,000,000	0	35,000,000	0	0	0	35,000,000	0	35,000,000	0	35,000,000	0	35,000,000	0	35,000,000	28,313,045				
	計	35,000,000	0	35,000,000	0	0	0	35,000,000	0	35,000,000	0	35,000,000	0	35,000,000	0	35,000,000	28,313,045				
(3) 地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究																					
事業費	調査委託費	83,000,000	0	83,000,000	0	0	0	83,000,000	0	83,000,000	0	83,000,000	0	83,000,000	0	83,000,000	80,818,254				
	計	83,000,000	0	83,000,000	0	0	0	83,000,000	0	83,000,000	0	83,000,000	0	83,000,000	0	83,000,000	80,818,254				
小	計	225,588,000	1,647,000	227,235,000	△ 4,928,000	△ 1,647,000	△ 6,575,000	220,660,000	0	220,660,000	0	220,660,000	0	220,660,000	0	220,660,000	204,204,400				

目	節	子 算 額						支出額	備 考 (増減理由)		
		原 子 算 額		流 用 増 減		最 終 子 算 額					
		補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計			補助金	自己負担金
④ 対外政策の新展開に関する調査研究											
(1) 世界経済の動向等に関する調査研究											
人件費	委員手当	618,000	207,000	825,000	0	0	618,000	207,000	825,000	415,000	
	研究員手当	1,125,000	375,000	1,500,000	0	0	1,125,000	375,000	1,500,000	1,250,000	
	講師謝金	405,000	135,000	540,000	0	0	405,000	135,000	540,000	240,000	
旅費	委員交通費	67,000	23,000	90,000	0	0	67,000	23,000	90,000	45,000	
	講師旅費	111,000	37,000	148,000	0	0	111,000	37,000	148,000	0	
	臨時席役費	810,000	270,000	1,080,000	0	0	810,000	270,000	1,080,000	552,000	
	会議費	267,000	89,000	356,000	0	0	267,000	89,000	356,000	102,321	
	会場借上費	1,310,000	438,000	1,748,000	0	0	1,310,000	438,000	1,748,000	0	
	印刷費	236,000	79,000	315,000	0	0	236,000	79,000	315,000	127,312	
	資料費	266,000	89,000	355,000	0	0	266,000	89,000	355,000	354,420	
	原稿料	375,000	125,000	500,000	0	0	375,000	125,000	500,000	330,000	
	翻訳料	204,000	69,000	273,000	0	0	204,000	69,000	273,000	0	
	調査委託費	30,000,000	0	30,000,000	0	0	30,000,000	0	30,000,000	26,734,886	
	計	35,794,000	1,936,000	37,730,000	0	0	35,794,000	1,936,000	37,730,000	30,150,939	
(2) 貿易・投資等に関する調査研究											
事業費	調査委託費	51,000,000	0	51,000,000	0	0	51,000,000	0	51,000,000	44,383,522	
	計	51,000,000	0	51,000,000	0	0	51,000,000	0	51,000,000	44,383,522	
小	計	86,794,000	1,936,000	88,730,000	0	0	86,794,000	1,936,000	88,730,000	74,534,461	
⑤ 研究交流等事業											
(1) 産学官研究交流事業											
人件費	委員手当	2,628,000	876,000	3,504,000	△ 2,628,000	△ 876,000	0	0	0	0	平成16年3月24日付 15日振機第253号承認 の計画変更による
	研究員手当	697,000	233,000	930,000	△ 697,000	△ 233,000	0	0	0	0	
	講師謝金	810,000	270,000	1,080,000	0	0	810,000	270,000	1,080,000	240,000	

目	節	算						支出額	備考 (増減理由)			
		子		算		額						
		補助金	自己負担金	計	補助金	自己負担金	計					
事業費	委員旅費	369,000	123,000	492,000	△ 369,000	△ 123,000	△ 492,000	0	0	0		
	講師旅費	288,000	96,000	384,000	△ 288,000	△ 96,000	△ 384,000	0	0	0		
	委員交通費	198,000	66,000	264,000	0	0	0	198,000	66,000	264,000	0	
	臨時雇役費	1,327,000	443,000	1,770,000	0	0	0	1,327,000	443,000	1,770,000	1,272,000	
	会議費	1,701,000	567,000	2,268,000	0	0	0	1,701,000	567,000	2,268,000	592,579	
	会場借上費	437,000	146,000	583,000	0	0	0	437,000	146,000	583,000	11,025	
	印刷費	850,000	284,000	1,134,000	0	0	0	850,000	284,000	1,134,000	24,255	
	資料費	226,000	76,000	302,000	0	0	0	226,000	76,000	302,000	0	
	原稿料	375,000	125,000	500,000	△ 375,000	△ 125,000	△ 500,000	0	0	0	0	
	調査委託費	8,000,000	0	8,000,000	△ 8,000,000	0	△ 8,000,000	0	0	0	0	
	借上施設費	45,853,000	11,464,000	57,317,000	△ 9,796,000	△ 2,450,000	△ 12,246,000	36,057,000	9,014,000	45,071,000	45,071,208	
	計	63,759,000	14,769,000	78,528,000	△ 22,153,000	△ 3,903,000	△ 26,056,000	41,606,000	10,866,000	52,472,000	47,211,067	
	(2) 情報提供事業											
人件費	講師謝金	67,000	23,000	90,000	0	0	0	67,000	23,000	90,000	75,000	平成16年3月24日付 15日振機第253号承認 の計画変更による
旅費	調査旅費	198,000	66,000	264,000	0	0	0	198,000	66,000	264,000	224,260	
事業費	臨時雇役費	810,000	270,000	1,080,000	0	0	0	810,000	270,000	1,080,000	558,000	
	会議費	63,000	21,000	84,000	0	0	0	63,000	21,000	84,000	30,240	
	会場借上費	370,000	124,000	494,000	0	0	0	370,000	124,000	494,000	0	
	印刷費	826,000	276,000	1,102,000	0	0	0	826,000	276,000	1,102,000	392,700	
	資料費	225,000	75,000	300,000	0	0	0	225,000	75,000	300,000	0	
	郵送料	24,000	8,000	32,000	0	0	0	24,000	8,000	32,000	27,680	
	作業委託費	1,125,000	375,000	1,500,000	△ 1,125,000	△ 375,000	△ 1,500,000	0	0	0	0	
計	3,708,000	1,238,000	4,946,000	△ 1,125,000	△ 375,000	△ 1,500,000	2,583,000	863,000	3,446,000	1,307,880		
小	計	67,467,000	16,007,000	83,474,000	△ 23,278,000	△ 4,278,000	△ 27,556,000	44,189,000	11,729,000	55,918,000	48,518,947	
合	計	621,752,000	36,476,000	658,228,000	△ 34,571,000	△ 8,051,000	△ 42,622,000	587,181,000	28,425,000	615,606,000	550,439,118	

目 節	平 成 15 年							平 成 16 年							合 計	備 考								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			3月	4月	5月	6月	7月			
(2) 貿易・投資等に関する調査研究																								
調査委託費																								
計	0	0	0	0	0	0	0	0	20,194	726,746	722,000	551,819	439,960	497,455	13,684,305	105,567	127,312	13,275,581	30,150,939					
事業費																								
調査委託費																								
計	0	0	0	0	0	0	0	0	20,194	726,746	722,000	551,819	439,960	497,455	13,684,305	15,104,567	127,312	23,218,581	74,534,461					
⑤研究交流等事業																								
(1) 産学官研究交流事業																								
人 件 費																								
委員手当																								
研究員手当																								
講師謝金																								
委員旅費																								
委員交通費																								
講師旅費																								
計																								
臨時備投資																								
全 體 費																								
会議借上費																								
印刷費																								
資料費																								
原 稿 料																								
調査委託費																								
借上施設費																								
計	9,552,816	4,776,408	4,776,408	4,776,408	4,776,408	3,027,024	3,027,024	3,027,024	3,027,024	3,027,024	3,027,024	3,027,024	3,027,024	3,027,024	3,027,024	3,150,474	3,039,524	395,416	0	169,038	0	24,255	47,211,067	45,071,208
(2) 情報提供事業																								
人 件 費																								
講師謝金																								
調査旅費																								
臨時備投資																								
会議借上費																								
印刷費																								
資料費																								
郵送料																								
作業委託費																								
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	224,360	535,350	△ 50,780	0	132,000	240,000	186,000	40,950	1,307,880	0	75,000	224,260	558,000	
小 計	9,552,816	4,826,883	4,817,433	5,069,733	3,310,224	3,207,024	3,308,049	3,164,049	3,027,024	3,176,049	3,150,474	3,039,524	395,416	0	132,000	240,038	186,000	65,205	1,307,880	0	75,000	224,260	558,000	
合 計	19,776,392	9,938,671	9,929,221	10,181,521	11,212,012	10,308,812	8,440,031	10,592,583	10,506,697	14,584,637	14,781,781	63,666,540	165,862,856	101,913,456	29,453,023	59,090,865	550,439,118							

平成15年度補助事業により作成した印刷物（調査研究報告書等）

① 経済社会に関する基盤的な調査研究（4件）

（ ）内は報告書提出日

調査研究テーマ	金額	委託先等	契約年月日
1 日本人のライフスタイル及び生活観等に関する調査研究	10,000,000	(株)第一生命経済研究所	H15. 7. 22 (H16. 2. 27)
2 我が国の経済社会システムの変遷に関する調査研究	13,980,000	(株)UFJ総合研究所	H15. 8. 1 (H16. 4. 30)
3 我が国の人材育成、雇用システム及び政府の政策の在り方に関する調査研究	4,998,000	(株)UFJ総合研究所	H15. 9. 26 (H16. 4. 30)
4 我が国の経済社会システムの将来展望に関する調査研究	予算 9,955,000	直接事業	(H16. 4. 30)

② 機械産業等の産業活動に関する調査研究

(1) 機械産業の産業活動に関する調査研究（13件）

調査研究テーマ	金額	委託先等	契約年月日
1 組込みシステム関連技術の動向等に関する調査研究	5,985,000	(財)ソフトウェア工学研究財団	H15. 6. 23 (H15. 12. 26)
2 アセアン諸国における中古車貿易の実態に関する調査研究	7,993,000	(株)野村総合研究所	H15. 7. 15 (H16. 3. 26)
3 知的創造力を高める次世代ワークプレイスのあり方に関する調査研究	4,999,000	(社)ビジネス機械・情報システム産業協会	H15. 7. 15 (H16. 2. 27)
4 中国自動車産業の事業環境に関する調査研究	8,993,000	(株)現代文化研究所	H15. 7. 22 (H16. 2. 27)
5 MEMS関連市場の現状と日本の競争力分析に関する調査研究	10,000,000	(財)マイクロマシンセンター	H15. 7. 23 (H16. 2. 27)
6 中国機械工業の動向と技術力に関する調査研究	4,000,000	(財)政策科学研究所	H15. 7. 25 (H16. 3. 31)
7 自動車販売業の課題と対応の方向に関する調査研究	7,000,000	(社)日本自動車販売協会連合会	H15. 7. 25 (H16. 3. 31)
8 水圧機器技術の現状及び市場予測等に関する調査研究	6,995,000	(社)日本フルードパワー工業会	H15. 9. 16 (H16. 3. 31)
9 プラント・エンジニアリング産業強化戦略に関する調査研究	7,936,000	(財)日本システム開発研究所	H15. 9. 30 (H16. 3. 26)
10 我が国企業の認証手続の実態等に関する調査研究	9,845,000	(株)富士通総研	H15. 10. 10 (H16. 3. 31)
11 重工プラント産業の経営実態と将来展望に関する調査研究	9,999,000	(株)日本総合研究所	H15. 10. 10 (H16. 3. 31)
12 宇宙産業の現状と戦略的展望に関する調査研究	9,952,000	(社)日本航空宇宙工業会	H15. 11. 19 (H16. 3. 19)
13 防衛産業の生産技術基盤の維持向上に関する調査研究	9,999,000	(社)日本防衛装備工業会	H15. 12. 11 (H16. 3. 26)

(2) その他機械産業に関連する諸産業の産業活動に関する調査研究 (5件)

	調査研究テーマ	金額	委託先等	契約年月日
1	光触媒技術及び光触媒産業の現状と将来展望に関する調査研究	7,000,000	(社)日本ファインセラミックス協会	H15.7.28 (H16.2.27)
2	バイオ産業における知的財産権の課題に関する調査研究	7,980,000	三井情報開発(株)	H15.10.3 (H16.4.25)
3	化学兵器禁止法規制対象物質の危機管理等に関する調査研究	4,883,000	(株)住化技術情報センター	H15.11.25 (H16.3.19)
4	特殊鋼市場の現状と我が国メーカーの競争力に関する調査研究	5,000,000	(社)特殊鋼倶楽部	H15.11.26 (H16.4.30)
5	中堅企業の金融環境に関する調査研究	8,993,000	(株)UFJ総合研究所	H15.12.25 (H16.4.30)

③ 産業政策の新展開に関する調査研究

(1) 産業構造の改革等に関する調査研究 (11件)

	調査研究テーマ	金額	委託先等	契約年月日
1	企業の社会的責任(CSR)活動に関する調査研究	9,991,000	(株)日本総合研究所	H15.6.27 (H15.12.26)
2	法人所得課税の税率引下げの経済効果に関する調査研究	9,998,000	(株)UFJ総合研究所	H15.7.7 (H16.4.30)
3	EUにおける消費課税納税制度の簡素化、電子化に関する調査研究	9,945,000	(財)企業活力研究所	H15.7.10 (H16.2.27)
4	女性のビジネス創出の条件整備等に関する調査研究	7,999,000	(株)第一総合研究所	H15.7.23 (H16.2.27)
5	福祉事業における政府と企業の役割に関する調査研究	4,897,000	経済政策科学研究会 代表 [REDACTED]	H15.8.1 (H15.12.25)
6	非製造事業分野における外資系企業誘致策に関する調査研究	7,000,000	(財)国際貿易投資研究所	H15.8.11 (H16.3.31)
7	ブランド確立のためのデザイン活用評価指標に関する調査研究	8,496,000	(株)イード	H15.8.20 (H16.3.31)
8	宇宙の産業化政策と官民の役割分担に関する調査研究	9,961,000	(株)三菱総合研究所	H15.9.26 (H16.3.25)
9	知的財産戦略指標に関する調査研究	7,994,000	(株)アイ・ピー・ビー	H15.10.8 (H16.4.30)
10	産業界から見た大学の人材育成評価に関する調査研究	10,000,000	(株)日本総合研究所	H15.10.16 (H16.3.31)
11	有限責任会社制度導入に伴う課題等に関する調査研究	9,999,000	KPMGピートマーウィック税理士法人	H15.12.1 (H16.3.31)

(2) エネルギー、環境及び技術開発等に関する調査研究 (5件)

	調査研究テーマ	金額	委託先等	契約年月日
1	我が国の人的産業技術資産の教育等における活用に関する調査研究	5,000,000	(社)研究産業協会	H15.8.4 (H16.2.27)
2	マネジメントシステム規格の認証取得効果等に関する調査研究	4,996,000	(株)野村総合研究所	H15.9.26 (H16.2.27)
3	産業廃棄物の電気炉処理等に関する調査研究	7,000,000	中央電気工業(株)	H15.10.1 (H16.5.25)
4	水生生物保全に係る水質目標値評価に関する調査研究	8,196,000	(株)海洋バイオテクノロジー研究所	H15.10.16 (H16.3.31)
5	環境クラスターの形成過程における政府の役割に関する調査研究	3,981,000	プロアクトインターナショナル(株)	H15.12.24 (H16.5.15)

(3) 地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究 (15件)

	調査研究テーマ	金額	委託先等	契約年月日
1	異業種交流活動の課題と政策措置に関する調査研究	6,500,000	(財)中小企業異業種交流財団	H15.7.3 (H16.3.31)
2	東北地域におけるアントレプレナーシップ教育推進に関する調査研究	5,000,000	(株)UFJ総合研究所	H15.7.15 (H16.2.27)
3	北海道における金型産業の振興方策に関する調査研究	4,998,000	(株)北海道二十一世紀総合研究所	H15.8.11 (H16.3.31)
4	北陸地域の新産業領域における機械産業の展開に関する調査研究	5,000,000	(財)北陸経済研究所	H15.8.11 (H16.3.31)
5	中国地域におけるものづくり支援ビジネスの実態等に関する調査研究	5,000,000	(株)UFJ総合研究所	H15.8.11 (H16.3.31)
6	四国地域における技能及びものづくりノウハウの継承に関する調査研究	5,000,000	(株)くろしお地域研究所	H15.8.20 (H16.3.31)
7	九州地域と中国、韓国の半導体関連産業分野における連携に関する調査研究	5,000,000	(有)アジアビジネスコンサルタント	H15.8.20 (H16.4.30)
8	北海道産業のブランド化による自立的発展策に関する調査研究	4,999,000	(株)北海道二十一世紀総合研究所	H15.9.26 (H16.3.31)
9	東海地域の機械産業集積を活かしたクラスター形成に関する調査研究	5,000,000	(株)UFJ総合研究所	H15.10.1 (H16.3.31)
10	東北地域における6次産業の振興に関する調査研究	4,995,000	(財)北海道東北地域経済総合研究所	H15.10.1 (H16.3.31)
11	ビジネス支援サービス業を活用した九州製造業の国際競争力強化に関する調査研究	5,000,000	(財)九州経済調査会	H15.10.1 (H16.3.31)
12	関西地域におけるニュービジネスの実態と成功要因に関する調査研究	7,999,000	(株)社会経済基礎研究所	H15.10.1 (H16.3.31)
13	バイオグリッドコンピューティングビジネス環境の整備に関する調査研究	5,000,000	(財)千里国際情報事業財団	H15.10.3 (H16.3.31)

14	ナノテクノロジー分野における産学官連携方策に関する調査研究	4,988,000	(株)三菱総合研究所	H15.10.10 (H16.3.31)
15	21世紀における産業集積形成の課題に関する調査研究	8,464,000	(財)日本立地センター	H15.12.17 (H16.5.18)

④ 対外政策の新展開に関する調査研究

(1) 世界経済の動向等に関する調査研究 (4件)

	調査研究テーマ	金額	委託先等	契約年月日
1	我が国の産業革新の課題とリスク要因に関する調査研究	予算 7,730,000	直接事業	(H16.4.30)
2	サービス貿易の拡大と我が国経済構造への影響に関する調査研究	10,000,000	(株)三菱総合研究所	H15.10.31 (H16.3.31)
3	東アジアにおける地域経済統合の経済効果等に関する調査研究	6,983,000	(株)UFJ総合研究所	H16.1.8 (H16.5.31)
4	国際情勢の変化に伴う東アジアの通貨調整に関する調査研究	9,942,000	(株)東京リサーチインターナショナル	H16.1.30 (H16.5.31)

(2) 貿易・投資等に関する調査研究 (5件)

	調査研究テーマ	金額	委託先等	契約年月日
1	直接投資と技術・知的財産権移転問題に関する調査研究	4,999,000	(株)UFJ総合研究所	H15.6.24 (H16.2.27)
2	WTO等における紛争処理ルール活用の効果に関する調査研究	10,000,000	(株)UFJ総合研究所	H15.6.25 (H16.2.27)
3	最近のロシア情勢と我が国の対ロシア外交のあり方に関する調査研究	9,994,000	(財)世界平和研究所	H15.8.11 (H16.2.27)
4	重電産業の海外市場及び海外メーカーの動向等に関する調査研究	10,000,000	(株)UFJ総合研究所	H15.10.1 (H16.3.15)
5	欧米諸国の中国戦略と中国国内改革の展望等に関する調査研究	9,943,000	(株)富士通総研	H16.1.30 (H16.5.31)

⑤ 研究交流等事業

(2) 情報提供事業 (1件)

	調査研究テーマ	金額	委託先等	契約年月日
1	産業研究所事業概況 (第27号)	40,950	(株)祥文堂印刷	H16.6.14 (H16.6.30)



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社第一生命経済研究所(以下「乙」という。)との間に「日本人のライフスタイル及び生活観等に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、経済社会に関する基盤的な調査研究のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、10,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

により定める。ただし、前条第1号の場合において、乙の責に帰することのできない事由
によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項について
は、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通
を保有する。

平成15年7月22日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
財団法人 産 業 研 究 所
理事長 辻 村 江 太

乙 東京都千代田区有楽町1丁目13番1号
株式会社 第一生命経済研究
代表取締役社長 石 嶺 幸

契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社UFJ総合研究所(以下「乙」という。)との間に「我が国の経済社会システムの変遷に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、13,980,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

2 やむを得ない理由により、第3条に規定する期限内に委託事業の完了が困難なときは、

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年8月1日

甲

東京都千代田区千代田 目2番5号

財団法人 研究所

理事 江太

乙

東京都港区 番7号

株式会社 研究

取締役 田 充



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社UFJ総合研究所(以下「乙」という。)との間に「我が国の人材育成、雇用システム及び政府の政策の在り方に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、経済社会に関する基盤的な調査研究のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、4,998,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

2 やむを得ない理由により、第3条に規定する期限内に委託事業の完了が困難なときは、

収入
10,000円

契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、財団法人ソフトウェア工学研究財団(以下「乙」という。)との間に「組込みシステム関連技術の動向等に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(機械産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、5,985,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成15年12月31日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年6月23日

甲 東京都千代田区千代田1丁目2番5号
財団法人 研究
理事長 江太

乙 東京都千代田区千代田1丁目2番14号
財団法人 ウェア工学研
理事長 啓



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社野村総合研究所(以下「乙」という。)との間に「アセアン諸国における中古車貿易の実態に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(機械産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、7,993,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年7月15日

甲 東京都 [redacted] 丁目2番5号
財団 [redacted] 研 究 [redacted]
理 事 [redacted] 江 太 [redacted]

乙 東京都 [redacted] 丁目2番1号
株式会 [redacted] 行 [redacted]
代表取 [redacted] 彰 [redacted]



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会(以下「乙」という。)との間に「知的創造力を高める次世代ワークプレイスのあり方に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(機械産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、4,999,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変

由によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年7月15日

甲 東京都千代田区千代田 目2番5号
財団法人 研究
理事長 太

乙 東京都港区 番19号
社団法人 ビジネス
会長



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社現代文化研究所(以下「乙」という。)
との間に「中国自動車産業の事業環境に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)
について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(機械産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、8,993,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年7月22日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
財団法人 産業研究
理事長 辻村江太

乙 東京都千代田区九段南2丁目3番18号
株式会社 現代文化研究
取締役社長 曾山幹



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、財団法人マイクロマシンセンター(以下「乙」という。)との間に「MEMS関連市場の現状と日本の競争力分析に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(機械産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、10,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年7月23日

甲 東京都 [redacted] 目2番5号
財団 [redacted] 研 究 [redacted]
理事 [redacted] 工 太 [redacted]

乙 東京都千代田区神田佐久間河岸67
財団法 [redacted] シンセ [redacted]
理事 [redacted] 敏 [redacted]



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、財団法人政策科学研究所(以下「乙」という。)との間に「中国機械工業の動向と技術力に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(機械産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、4,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年7月25日

甲 東京都 [redacted] 丁目2番5号
財団 [redacted] 研究 [redacted]
理事 [redacted] 江太 [redacted]

乙 東京都 [redacted] 丁目4番8号
財団法 [redacted] 研究 [redacted]
理事 [redacted] 一 [redacted]

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年7月25日

甲 東京都千代田区千代田 目2番5号
財団法人 研究
理事長 江太

乙 東京都千代田区千代田 目7番17号
社団法人 販売協会連合会
会長



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、社団法人日本フルードパワー工業会(以下「乙」という。)との間に「水圧機器技術の現状及び市場予測等に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(機械産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、6,995,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年9月16日

甲 東京都 [redacted] 丁目2番5号
財団 [redacted] 研究会
理事 [redacted] 江太 [redacted]

乙 東京都 [redacted] 目5番8号
社団法 [redacted] 会
会 [redacted] 正 [redacted]



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、財団法人日本システム開発研究所(以下「乙」という。)との間に「プラント・エンジニアリング産業強化戦略に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(機械産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、7,936,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年1月30日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

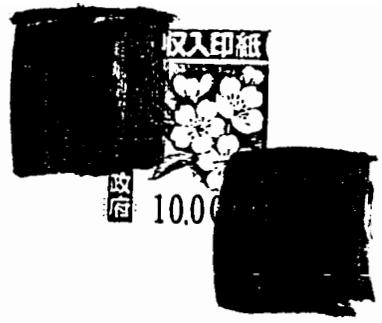
第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年9月30日

甲 東京都千代田区千代田目2番5号
財団法人 究太
理事長

乙 東京都千代田区千代田目2番5号
財団法人
理事



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社富士通総研(以下「乙」という。)との間に「我が国企業の認証手続の実態等に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(機械産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、9,845,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月10日

甲 東京都千代田区千代田2番5号
財団法人 研究
理事長 太

乙 東京都港区 番1号
株式会社
代表取締役

契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社日本総合研究所(以下「乙」という。)との間に「重工プラント産業の経営実態と将来展望に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(機械産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、9,999,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年1月30日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

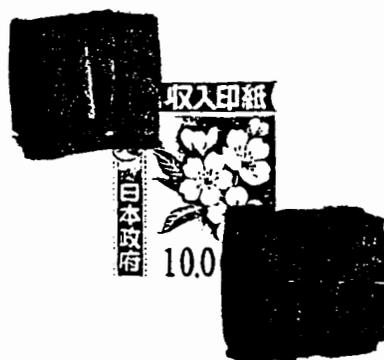
上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月10日

甲 東京都 [redacted] 目2番5号
財団 [redacted] 研 究 [redacted]
理事 [redacted] 二 太 [redacted]

乙 東京都 [redacted] 区 [redacted] 町16番
株式 [redacted] 研究所 [redacted]
代表 [redacted] 山 俊 [redacted]

契 約 書



財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、社団法人日本航空宇宙工業会(以下「乙」という。)との間に「宇宙産業の現状と戦略的展望に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(機械産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、9,952,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年3月19日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

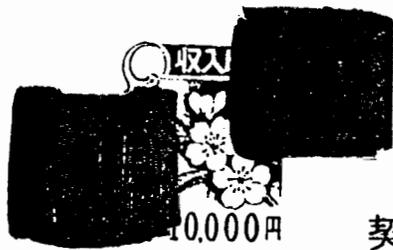
第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年11月19日

甲 東京都 [redacted] 丁目2番5号
財団 [redacted] 研究 [redacted]
理事 [redacted] 江太 [redacted]

乙 東 [redacted] 目1番14号
社 [redacted] 宇宙工業合
会 [redacted]



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、社団法人日本防衛装備工業会(以下「乙」という。)との間に「防衛産業の生産技術基盤の維持向上に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(機械産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、9,999,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年3月26日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

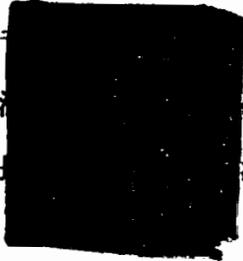
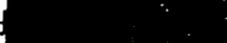
第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年12月11日

甲 東京都  丁目2番5号
財団  研究 
理事  江太 

乙 東  丁目21番3号
社  方衛装備 
会  木 



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、社団法人日本ファインセラミックス協会(以下「乙」という。)との間に「光触媒技術及び光触媒産業の現状と将来展望に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(その他機械産業に関連する諸産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、7,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年7月28日

甲 東京都千代田区千代田 目2番5号
財団法人 究
理事長 太

乙 東京都千代田区千代田 丁目24番10号
社団法人 セラミックス協会
会長 重信



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、三井情報開発株式会社(以下「乙」という。)との間に「バイオ産業における知的財産権の課題に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(その他機械産業に関連する諸産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、7,980,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年3月25日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

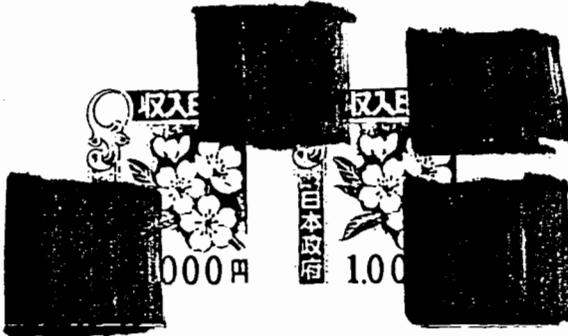
第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月3日

甲 東京都千代田区千代田二丁目2番5号
財団法人 研究 所
理事長 太 郎

乙 東京都千代田区千代田二丁目7番14号
三井 株式会社
代表 鈴木 浩



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社住化技術情報センター(以下「乙」という。)との間に「化学兵器禁止法規制対象物質の危機管理等に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(その他機械産業に関連する諸産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、4,883,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年3月19日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

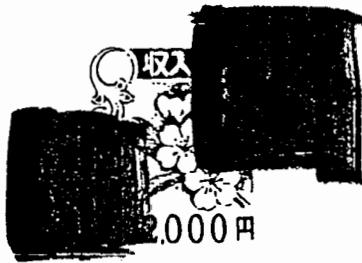
第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年11月25日

甲 東京都千代田区千代田2番5号
財団法人 研究
理事長 太

乙 大阪府大阪市中央区5番17号
株式会社 ンター
代表取締役 正



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、社団法人特殊鋼倶楽部(以下「乙」という。)との間に「特殊鋼市場の現状と我が国メーカーの競争力に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、機械産業等の産業活動に関する調査研究(その他機械産業に関連する諸産業の産業活動に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、5,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

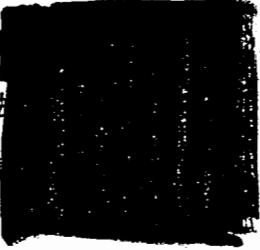
第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年11月26日

甲 東京都  目2番5号
財団法  究 
理事長  太

乙 東京都  場町3丁目2番10号
社  楽部 
会

契 約 書



財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、株式会社UFJ総合研究所（以下「乙」という。）との間に「中堅企業の金融環境に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は機械産業等の産業活動に関する調査研究（その他機械産業に関連する諸産業の産業活動に関する調査研究）のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、金8,993,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は、報告書を平成16年3月26日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社日本総合研究所(以下「乙」という。)との間に「企業の社会的責任(CSR)活動に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(産業構造の改革等に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、9,991,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成15年10月31日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年6月27日

甲 東京都 [redacted] 丁目2番5号
財団 [redacted] 研 究 [redacted]
理事 [redacted] 工 太 [redacted]

乙 東 [redacted] 番町16番
株 [redacted] 合研究所 [redacted]
代 [redacted] 奥 山 俊 [redacted]



契 約 書

財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、株式会社UFJ総合研究所（以下「乙」という。）との間に「法人所得課税の税率引下げの経済効果に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、9,998,000円とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

2 やむを得ない理由により、第3条に規定する期限内に委託事業の完了が困難なときは、

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1を保有する。

平成15年7月7日

甲

東京都千代田区千代田2番5号

財団法人
理事 太

乙

東京都港区南青山7号

株式会社
取締役 充



契 約 書

財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、財団法人企業活力研究所（以下「乙」という。）との間に「EUにおける消費課税納税制度の簡素化、電子化に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究（産業構造の改革等に関する調査研究）のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、9,945,000円とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

(契約書の解釈)

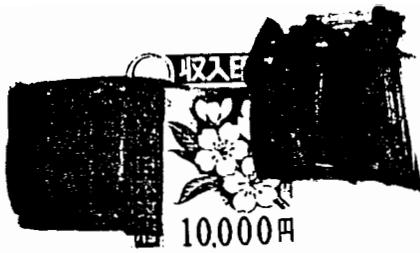
第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年 7月10日

甲 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号
財団法人 産業研究所
理事長 辻村 江太郎

乙 東京都港区虎ノ門1丁目5番16号
財団法人 企業活力研究
理事長 小島 幹



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社第一総合研究所(以下「乙」という。)との間に「女性のビジネス創出の条件整備等に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(産業構造の改革等に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、7,999,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年7月23日

甲 東京都千代田区千代田2番5号
財団法人 究
理事長 太

乙 東京都中央区千代田1番11号
株式会社
代表取締役



契 約 書

財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、経済政策科学研究会（以下「乙」という。）との間に「福祉事業における政府と企業の役割に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、^{産業政策の展開}機械産業等の産業活動に関する調査研究（^{産業構造の改革等}その他機械産業に関連する諸産業の産業活動に関する調査研究）のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、4,897,000円とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は、報告書を平成15年12月25日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

により定める。ただし、前条第1号の場合において、乙の責に帰することのできない事由
によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項について
は、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通
を保有する。

平成15年8月1日

甲

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

財団法人 産業研究所

理事長 辻村江太

乙

東京都世田谷区赤堤1丁目4番1号

経済政策科学研究会

代表者



契 約 書

財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、財団法人国際貿易投資研究所（以下「乙」という。）との間に「非製造事業分野における外資系企業誘致策に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究（産業構造の改革等に関する調査研究）のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、7,000,000円とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

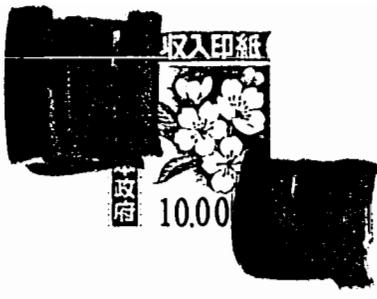
第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

2 やむを得ない理由により、第3条に規定する期限内に委託事業の完了が困難なときは、乙は、予め延期を必要とする理由、提出期限等を記載した延期申請書を甲に提出し、承

平成15年8月11日

甲 東京都 [REDACTED] 丁目2番5号
財団 [REDACTED] 究 [REDACTED]
理 [REDACTED] 江 太 [REDACTED]

乙 東 [REDACTED] 丁目8番10号
貿易投 [REDACTED]
山 [REDACTED]



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社イード(以下「乙」という。)との間に「ブランド確立のためのデザイン活用評価指標に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(産業構造の改革等に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、8,496,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

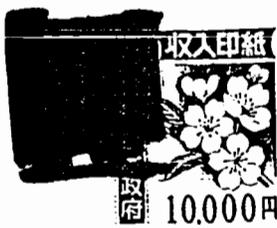
第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年8月20日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
財団法人 産業研究所
理事長 辻村 江太

乙 東京都港区六本木1丁目7番27号
株式会社 イード
代表取締役社長 三留 修平



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社三菱総合研究所(以下「乙」という。)との間に「宇宙の産業化政策と官民の役割分担に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(産業構造の改革等に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、9,961,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年3月25日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年9月26日

甲 東京都千代田区千代田 〇〇番5号
財団法人 〇〇 〇〇
理事長 〇〇 〇〇

乙 東京千代田区千代田 〇〇番6号
株式会社 三〇〇 〇〇
取締役社長 谷野 剛



契 約 書

財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、株式会社アイ・ピー・ピー（以下「乙」という。）との間に「知的財産戦略指標に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究（産業構造の改革等に関する調査研究）のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、7,994,000円とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承諾を得るものとする。

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

2 やむを得ない理由により、第3条に規定する期限内に委託事業の完了が困難なときは、乙は、予め延期を必要とする理由、提出期限等を記載した延長申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。

（調査研究の完了）

第7条の2 乙は、平成16年1月31日までに甲に報告書原稿（2部）を提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格したときは第3条の規定により報告書を提出し、その提出をもって調査

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約期間内に報告書を提出する見込みがないことが明らかとなるとき
- (2) この調査研究の実施について不正不当な行為があったとき
- (3) 前各号のほか、乙がこの契約各条項の一に違反したとき

(契約金額の返還)

第15条 乙は、前条の規定により、契約の全部又は一部が解除された場合は、すでに支払を受けている契約金額の全部又は一部を甲に返還するものとし、その額は甲乙双方の協議により定める。ただし、前条第1号の場合において、乙の責に帰することのできない事由によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月8日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
財団法人 産業研究所
理事長 辻村江太郎

乙 東京都港区虎ノ門1-21-19
秀和第二虎ノ門ビル5階
株式会社 アイ・ピー・ピー
代表取締役社長 増山博昭



契 約 書

財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、財団法人日本総合研究所（以下「乙」という。）との間に「産業界から見た大学の人材育成評価に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究（産業構造の改革等に関する調査研究）のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、10,000,000円とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は、報告書を平成16年2月28日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

により定める。ただし、前条第1号の場合において、乙の責に帰することのできない事由
によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項について
は、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通
を保有する。

平成15年10月16日

甲

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

財団法人 産業研究所

理事長 辻村江太



乙

東京都港区赤坂4丁目8番6号

財団法人 日本総合研究所

理事長 寺島実郎





契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という)は、KPMG ピートマーウィック税理士法人 (以下「乙」という。)との間に「有限責任会社制度導入に伴う課題等に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(産業構造の改革等に関する調査研究)のため、別紙「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第 2 条 契約金額は、9,999,000 円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第 3 条 乙は、報告書を平成 16 年 2 月 27 日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第 4 条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第 5 条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第 6 条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第 7 条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

2 やむを得ない理由により、第 3 条に規定する期限内に委託事業の完了が困難なときは、乙は、予め延期を必要とする理由、提出期限等を記載した延期申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。

(調査研究の完了)

第 7 条の 2 乙は、平成 16 年 1 月 31 日までに甲に報告書原稿(2 部)を提出し、甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、報告書に関し、甲から研究発表会への講師派遣等について協力の要請があったときは、これに協力するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 契約期間内に報告書を提出する見込みがないことが明らかとなるとき
- (2) この調査研究の実施について不当不正な行為があったとき
- (3) 前各号のほか、乙がこの契約各条項の一に違反したとき

(契約金額の返還)

第15条 乙は、前条の規定により、契約の全部又は一部が解除された場合は、すでに支払を受けている契約金額の全部又は一部を甲に返還するものとし、その額は甲乙双方の協議により定める。ただし、前条第1号の場合において、乙の責に帰することのできない事由によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成 15 年 12 月 1 日

甲 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号
財団法人 産業研究所
理事長 辻村 江太郎

乙 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー
KPMG ピートマーウィック
代表社員 横山 榮



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、財団法人研究産業協会(以下「乙」という。)との間に「我が国の人的産業技術資産の教育等における活用に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(エネルギー、環境及び技術開発等に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、5,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年1月30日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年8月4日

甲 東京都文京区千石三丁目2番5号
財団法人 研究
理事長 江太

乙 東京都文京区千石三丁目1番6号
社団法人
会長

契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社野村総合研究所(以下「乙」という。)との間に「マネジメントシステム規格の認証取得効果等に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(エネルギー、環境及び技術開発等に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、4,996,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

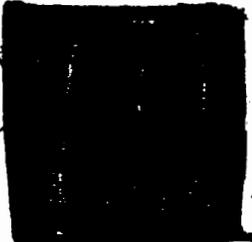
第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

  加
6年9月26日

甲 東京都千代田区  2番5号
財団法人  究
理事長  太

乙 東京都千代田区  番一号
株式会社  野
代表取締役  久



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、中央電気工業株式会社(以下「乙」という。)との間に「産業廃棄物の電気炉処理等に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(エネルギー、環境及び技術開発等に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、7,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年3月25日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

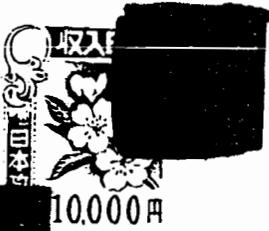
第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月1日

甲 東京都千代田区千代田2番5号
財団法人 研究
理事長 太

乙 新潟県 町田口272番地
中央電
代表取締役 公



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社海洋バイオテクノロジー研究所(以下「乙」という。)との間に「水生生物保全に係る水質目標値評価に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(エネルギー、環境及び技術開発等に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、8,196,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月16日

甲 東京都千代田区千代田目2番5号
財団法人 研究
理事長 太

乙 岩手県釜石市 75番1
株式会社 クロロジー研
代表取締役 柳沢



契 約 書

財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、プロアクトインターナショナル株式会社（以下「乙」という。）との間に「環境クラスターの形成過程における政府の役割に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究（エネルギー、環境及び技術開発等に関する調査研究）のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、3,981,000円とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は、報告書を平成16年3月10日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年12月24日

甲 東京都 [redacted] 目2番5号
財団法 [redacted] 所 [redacted]
理事長 [redacted] 大 郎 [redacted]

乙 東京都渋谷区 [redacted] 丁目29番12号
プロアク [redacted] ヨナル株式会社
代表取締役 [redacted] 克 彦 [redacted]



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、財団法人中小企業異業種交流財団(以下「乙」という。)との間に「異業種交流活動の課題と政策措置に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、6,500,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月29日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年7月3日

甲 東京都千代田区千代田 目2番5号
財団法人 研究
理事長 太

乙 東京都港区 番19号
財団法人 交流財
会長 一



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社U F J総合研究所(以下「乙」という。)との間に「東北地域におけるアントレプレナーシップ教育推進に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、5,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年7月15日

甲 東京都千  目2番5号
財団法  究 
理事長 太 

乙 東京都港  1番7号
株式会社  究所 
取締役社  充 



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社北海道二十一世紀総合研究所(以下「乙」という。)との間に「北海道における金型産業の振興方策に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、4,998,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年8月11日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
財団法人 産業研究
理事長 辻村江太

乙 札幌市中央区南2条西5丁目10番地2
株式会社 北海道二十一世紀総合
代表取締役社長 中村龍



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、財団法人北陸経済研究所(以下「乙」という。)との間に「北陸地域の新産業領域における機械産業の展開に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、5,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

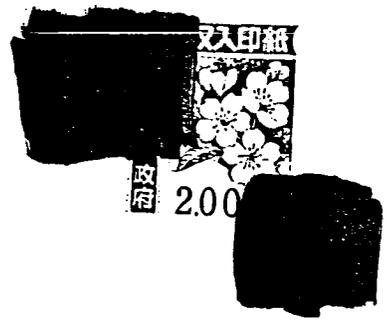
第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年8月11日

甲 東京都千代田区千代田2番5号
財団法人 研究
理事長 太

乙 富山県富山市富山3番10号
財団法人
理事長



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社UFJ総合研究所(以下「乙」という。)との間に「中国地域におけるものづくり支援ビジネスの実態等に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、5,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年8月11日

甲 東京都 [redacted] 丁目2番5号
財団 [redacted] 研 究 [redacted]
理事 [redacted] 江 太 [redacted]

乙 東京都 [redacted] 丁目11番7号
[redacted] 総合研究所 [redacted]
[redacted] 田 充 [redacted]



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社くろしお地域研究所(以下「乙」という。)との間に「四国地域における技能及びものづくりノウハウの継承に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、5,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年8月20日

甲 東京都 [redacted] 目2番5号
財団法 [redacted] 究 [redacted]
理事長 [redacted] 太 [redacted]

乙 高知県 [redacted] 3番地 [redacted]
株式会 [redacted] 地域研究 [redacted]
代表取 [redacted] 文 [redacted]



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、有限会社アジアビジネスコンサルタント(以下「乙」という。)との間に「九州地域と中国、韓国の半導体関連産業分野における連携に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、5,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変

由によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年8月20日

甲 東京都千代田区千代田目2番5号
財団法人 研究財団
理事長 太田 隆

乙 福岡市南区 香9号
有限会社 香9号
取締役 清水 隆



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社北海道二十一世紀総合研究所(以下「乙」という。)との間に「北海道産業のブランド化による自立的発展策に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、4,999,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年9月26日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
財団法人 産業研究所
理事長 辻村 江太郎

乙 札幌市中央区南2条西5丁目10番地2
株式会社 北海道二十一世紀総合研
代表取締役社長 中村 龍一

契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社UFJ総合研究所(以下「乙」という。)との間に「東海地域の機械産業集積を活かしたクラスター形成に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、5,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月1日

甲 東京都千代田区千代田 目2番5号
財団法人 研究
理事長 太

乙 東京都千代田区千代田 目11番7号
株式会社 合研究所
取締役 充



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、財団法人北海道東北地域経済総合研究所(以下「乙」という。)との間に「東北地域における6次産業の振興に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、4,995,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月1日

甲 東京都千代田区千代田 目2番5号
財団法人 研究
理事長 太

乙 東京都千代田区千代田 丁目3番5号
財団法人 成経済総合研究所
理事長 彦

契 約 書



財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、財団法人九州経済調査協会(以下「乙」という。)との間に「ビジネス支援サービス業を活用した九州製造業の国際競争力強化に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、5,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月1日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
財団法人 産業研究
理事長 辻村 江太

乙 福岡市中央区大名1丁目9番48号
財団法人 九州経済調査協会
理事長 今村 昭夫



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社社会経済基礎研究所(以下「乙」という。)との間に「関西地域におけるニュービジネスの実態と成功要因に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、7,999,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月1日

甲 東京都[REDACTED]丁目2番5号
財団法[REDACTED]研究所
理事長 [REDACTED] 江太 [REDACTED]

乙 大阪市中[REDACTED]丁目2番18号
株式会[REDACTED]基礎研究所
代表取[REDACTED] 仁 [REDACTED]



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、財団法人千里国際情報事業財団(以下「乙」という。)との間に「バイオグリッドコンピューティングビジネス環境の整備に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、5,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月3日

甲 東京都千代田区千代田一丁目2番5号
財団法人 研究 研
理事長 工 太

乙 大阪府豊中市一丁目4番2号
財団法人 事業財
理事長 朗

契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社三菱総合研究所(以下「乙」という。)との間に「ナノテクノロジー分野における産学官連携方策に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、4,988,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月10日

甲 東京都千代田区千代田二丁目2番5号
財団法人 〇〇〇〇 研究所
理事長 〇〇〇〇 太

乙 東京都千代田区千代田二丁目3番6号
株式会社 〇〇〇〇 研究所
取締役社長 〇〇〇〇 野



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、財団法人日本立地センター(以下「乙」という。)との間に「21世紀における産業集積形成の課題に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、産業政策の新展開に関する調査研究(地域産業及び中小企業の活性化に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、8,464,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年3月26日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2. 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年12月17日

甲 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
財団法人 産業研究
理事長 辻村江太

乙 東京都港区虎ノ門一丁目4番2号
財団法人 日本立地センター
会長 山口信

契 約 書

財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、株式会社三菱総合研究所（以下「乙」という。）との間に「サービス貿易の拡大と我が国経済構造への影響に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、対外政策の新展開に関する調査研究（世界経済の動向等に関する調査研究）のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、10,000,000円とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

第7条 乙は、別添「調査研究企画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

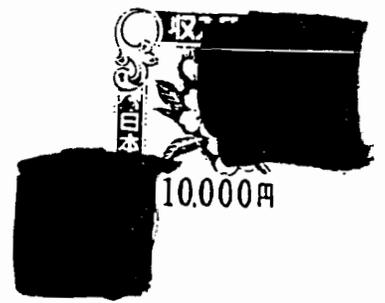
平成15年10月31日

甲

東京都千代田区千代田 2番5号
財団法人 〇〇 所
理事 〇〇 太

乙

東京都千代田区大手町2丁目3番6号
株式会社 〇〇 合研究所
取締役 〇〇 谷 野



契 約 書

財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、株式会社UFJ総合研究所（以下「乙」という。）との間に「東アジアにおける地域経済統合の経済効果等に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、対外政策の新展開に関する調査研究（世界経済の動向等に関する調査研究）のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、6,983,000円とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は、報告書を平成16年3月27日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成16年1月8日

甲

東京都
財団
〒
丁目2番5
研究所
江太

乙

東京都
株式
取組
-7
研究所
田充

契 約 書



財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、株式会社東京リサーチインターナショナル（以下「乙」という。）との間に「国際情勢の変化に伴う東アジアの通貨調整に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、対外政策の新展開に関する調査研究（世界経済の動向等に関する調査研究）のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、9,942,000円とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は、報告書を平成16年3月26日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

により定める。ただし、前条第1号の場合において、乙の責に帰することのできない事由
によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項について
は、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通
を保有する。

平成16年1月30日

甲 東京都千代田区千代田5号
財団法人
理事長 太

乙 東京都中央区日本橋区日本橋5号
株式会社東京リ
取締役社長



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社UFJ総合研究所(以下「乙」という。)との間に「直接投資と技術・知的財産権移転問題に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、対外政策の新展開に関する調査研究(貿易・投資等に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、4,999,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は報告書を平成16年2月28日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年6月24日

甲

東京都千代田区新大塚5番5号
財団法人 研究所
理事長 太

乙

東京都港区新大塚7号
株式会社 研究所
取締役社長 充 隆

契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社U F J総合研究所(以下「乙」という。)との間に「WTO等における紛争処理ルール活用の効果に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、対外政策の新展開に関する調査研究(貿易・投資等に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、10,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は報告書を平成16年2月28日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年6月25日

甲

東京都千代田区千代田 番5号

財団法人 所

理事長 太

乙

東京都港区新橋 号

株式会社 U 所

取締役社長 隆



契 約 書

財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、財団法人世界平和研究所（以下「乙」という。）との間に「最近のロシア情勢と我が国の対ロシア外交のあり方に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、対外政策の新展開に関する調査研究（貿易・投資等に関する調査研究）のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、9,994,000円とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は、報告書を平成16年2月27日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2. 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

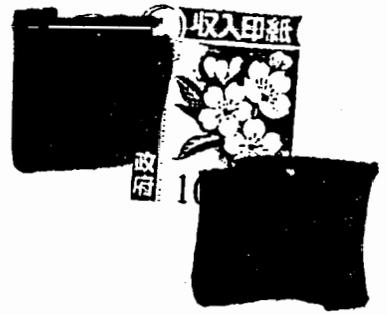
第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成 15年 8月 11日

甲 東京都千代田区霞 5号
財団法人 産
理事長 達 郎

乙 東京都港区虎ノ門1-17-1
虎ノ門5森ビル
財団法人 世界平和
理事長 大河 雄



契 約 書

財団法人産業研究所(以下「甲」という。)は、株式会社UFJ総合研究所(以下「乙」という。)との間に「重電産業の海外市場及び海外メーカーの動向等に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、対外政策の新展開に関する調査研究(貿易、投資等に関する調査研究)のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、10,000,000円とする。

(調査研究報告書の提出期限)

第3条 乙は、報告書を平成16年1月30日までに甲に提出するものとする。

(著作権及び権利義務の譲渡等)

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

(成果の利用)

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

(計画変更及び報告書提出期限延期)

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1通を保有する。

平成15年10月1日

甲 東京都千代田区千代田 目2番5号
財団法人 研究所
理事長 大

乙 東京都千代田区千代田 11番7号
株式会社 研究所
取締役 充

契 約 書



財団法人産業研究所（以下「甲」という。）は、株式会社富士通総研（以下「乙」という。）との間に「欧米諸国の中国戦略と中国国内改革の展望等に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）について、次の条項により委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、対外政策の新展開に関する調査研究（貿易・投資等に関する調査研究）のため、別添「調査研究計画書」に基づき、調査研究を乙が行い、その結果を甲に報告することを目的とする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、9,943,000円とする。

（調査研究報告書の提出期限）

第3条 乙は、報告書を平成16年3月26日までに甲に提出するものとする。

（著作権及び権利義務の譲渡等）

第4条 調査研究に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2. 乙は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事前に甲の承認を得るものとする。

（成果の利用）

第5条 乙は、この契約により調査研究した事項及び成果を利用又は公表しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（秘密の保持）

第6条 乙は、この契約に基づく事業遂行上知り得た秘密事項を他にもらしてはならない。

（計画変更及び報告書提出期限延期）

第7条 乙は、別添「調査研究計画書」の計画及び方法を変更しようとする場合は、予め変更の理由、内容を記載した申請書を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

協議により定める。ただし、前条第1号の場合において、乙の責に帰することのできな
い事由によるときは、この限りではない。

(契約書の解釈)

第16条 この契約に関し、解釈に疑を生じたとき、又は各条項に定めのない事項につい
ては、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

上記契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ1
通を保有する。

平成16年1月30日

甲 東京都 [redacted] 丁目2番5号
財団法 [redacted]
理事 [redacted]

乙 東京都 [redacted] 6-1
株式会 [redacted]
代表 [redacted] 谷川 展久 [redacted]